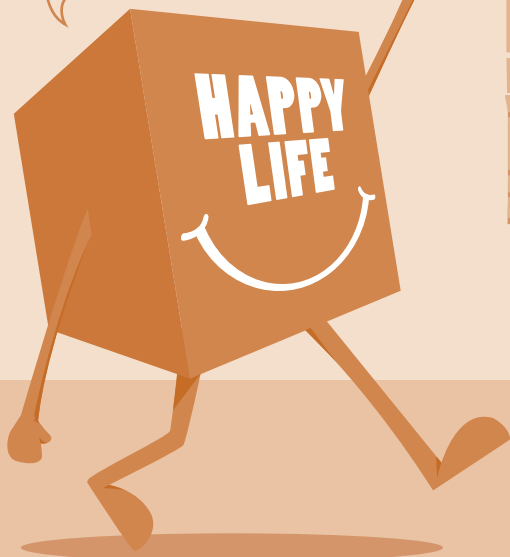


# HAPPY LIFE

## 2024

ハッピーライフは  
全社員の約92%が加入  
している安心の制度だよ。  
1年に一度のこの機会に  
しっかりと加入内容を  
検討してね!



新規・継続加入をご検討の皆さまへ

本書面は「パンフレット(簡易版)」です。  
ご加入前に必ず豊通保険パートナーズ  
HPに掲載の「パンフレット(詳細版)」  
をご確認のうえ、お申込みください。

「パンフレット(詳細版)」の  
電子データは、右記二次元コード  
もしくは下記URLから  
ご確認ください。



<https://www.tip-net.com/hl2024book-tmc/>

### 募集の ご案内

ご家庭に持ち帰りご家族でしっかりとご検討ください

募集締切: 5/15 (水)

保障期間: 2024年7月1日から1年間

#### 【ご注意事項】

- ・ご加入にあたってはパンフレット(詳細版)にて、保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項を必ずご確認くださいようお願いします。
- ・パンフレット(詳細版)の紙面提供をご希望の場合は豊通保険パートナーズまでご連絡ください。

# “ハッピーライフ”はライフスタイルに合わせて各自が選択する団体保険制度です。



◎保険料がスケールメリットにより割安

※1



◎生命保険と損害保険を組合せた幅広い保障  
◎毎年、保障の見直しが可能※3

※2



◎本人だけでなく、ご家族も加入OK  
◎定年退職後も引続き加入OK



◎保険料は給与からの控除で、払込みは簡単  
◎医師の診査は不要(告知書による確認)で、加入手続きも簡単※3  
◎保険金等の請求手続きも簡単

※1 損害保険の割引は団体割引30%等を適用しています。

※2 損害保険には様々な特約がセットされています。

※3 健康状態等によっては加入・増額ができない場合があります。

## 制度の概要

### 加入資格

**役員、社員、常勤嘱託、非常勤嘱託、学園生 およびその配偶者、子ども、同居の親族(一部保障を除く)**

- \* 両親介護保障については、別居の両親も加入することができます。詳細についてはP10をご参照ください。
- \* 本人の年齢が満60才以上の方は、「死亡(高度障害)保障」の新規加入・保障の増額ができません。(配偶者・子どもの死亡(高度障害)保障も含む。)
- \* 本人が死亡や自己都合退職などで脱退された場合は家族も同時に脱退となります。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。
- \* 申込人となれる方は、役員、社員、常勤嘱託、非常勤嘱託、学園生に限ります。

### 保障期間

- 死亡(高度障害)保障：2024年7月1日～2025年6月30日
- がん保障・終身型：2024年9月25日～終身(新規加入および増口分)  
※重要事項のご説明には、「告知と第1回保険料の払込みがともに完了した日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日から保障が始まります。」と記載がありますが、ハッピーライフは団体保険のため一律9月25日を責任開始日とする運用としております。
- 上記以外：2024年7月1日(午後4時)～2025年7月1日(午後4時)

### 中途変更

下記の中途変更のみ可能です。

- ①結婚・出産(中途変更申請日から過去1年以内)による加入・増額
- ②死亡保険金受取人の変更(※)
- ③死亡・離婚による家族の解約(脱退)
- ④全部解約(脱退)
- ⑤中途入社(中途変更申請日から過去1年以内)による加入
- ⑥「個別コンサルティング」「保障内容確認サポート」を利用された方の内容変更
- ⑦他保険契約解約による加入・増額

変更依頼書は担当人事にご連絡ください。

- \* 毎月4日締切、翌月1日より変更
- \* 7月4日締切、8月1日変更分より受付を開始
- \* 5月4日締切、6月1日変更分は③、④のみ受付
- \* 5月5日～6月4日は全ての受付を停止
- 注) 締切日が土日またはトヨタカレンダーの休業日の場合は前倒しとなります。
- (※) 死亡保険金受取人の変更は上記と異なります。詳細はパンフレット(詳細版)P38「⑤効力発生日および保険期間」をご確認ください。

### 保険料

保険料は7月給与より毎月控除します。(12回払)

## INDEX 保障内容・保険料については、各ページをご参照ください。

死亡・高度障害	<b>死亡(高度障害)保障</b>	死亡や所定の高度障害状態になったとき	▶ P6
	<b>医療保障・通院保障</b>	病気やケガで入院したり手術を受けたりしたとき	▶ P7・8
病気・ケガ	<b>高度医療保障</b>	病気やケガで高度医療による治療を受けたとき	▶ P8
	<b>自宅療養保障</b>	病気やケガで会社を休み、自宅で療養したとき	▶ P8
ケガ	<b>ケガ後遺症保障</b>	ケガで後遺障害を被ったりしたとき	▶ P8
介護	<b>介護保障</b>	自身や家族が要介護状態になったとき	▶ P9
親の介護	<b>両親介護保障</b>	親が要介護状態になったとき	▶ P10
身の回りの事故	<b>賠償責任保障</b>	他人を傷つけたり他人の財物を損壊したりして、法律上の損害賠償責任を負ったとき	▶ P12
	<b>アクティブ保障</b>	身の回り品が破損したり他人から預かった物を損壊して法律上の損害賠償責任を負ったりホールインワンを達成したりしたとき	▶ P12
がん	<b>がん保障(終身型・1年更新型)</b>	がんになったとき	▶ P13・14

ハッピーライフは各自のライフスタイルに合わせて自由に組み合わせることができる制度です\*。

皆さんとご家族が、幸せな生活を過ごすためのパートナーとしてご活用ください。

\*高度医療保障、自宅療養保障につきましては、必ず医療保障とセットでご加入いただく必要があります。



# 2024年度の制度改定点

制度概要

## 優良割引の変更【45%→35%】

### 新型コロナウイルス感染症のお支払い増加による 一部保障の保険料改定

今年度の改定点

- 対象保障：医療保障 通院保障 通院・ケガ後遺症保障 高度医療保障 がん保障(K型)の病気部分  
\*自宅療養保障 ケガ後遺症保障 介護保障 両親介護保障 賠償責任保障 アクティブ保障 がん保障(終身型R型)は変更なし  
保険料の詳細は、P7-8、13をご確認ください。
- 主な要因：新型コロナウイルス第7波(2022年7月～9月)により疾病入院保険金のお支払いが増加し損害率が悪化したため。  
損害率の詳細は、『3.損害率の考え方』をご確認ください。
- 損害率の考え方：①損害率の算出方法：『皆さまにお支払いする保険金』と『皆さまから領取する保険料』の割合  
②損害率の計算期間：保険始期月1年前の6月末から過去3年間の損害率  
\*2024年7月1日の優良割引は、2020年7月1日～2023年6月30日の損害率を基に算定されます。

モデルプラン

死亡(高度障害)保障

病気やケガの保障

介護の保障

身の回りの保障

がんの保障

がん保障・終身型ご説明

「参考」定年後の保障

Q & A

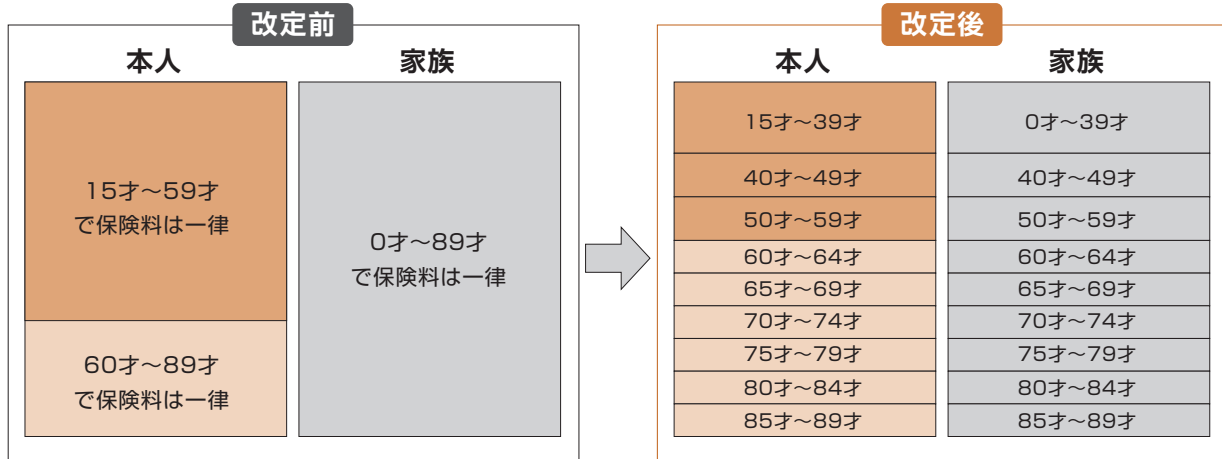
損保部分の重要事項のご説明

記入例

## 医療保障 保険料体系の改定

- 全年令帯における市場商品対比の保険料優位性確保を企図し、医療保障の保険料体系を以下のとおり改定(細分化)します。これに伴い、保険料が変更となりますので、P7をご確認ください。

<改定イメージ>



## 介護保障・両親介護保障 軽度介護一時金セットプランの導入

- 介護保障3型・4型、両親介護保障4型～6型に、軽度介護一時金特約(\*)をセットしたプランを、介護保障5型・6型、両親介護保障7型～9型として新設します。詳細は、P9-10をご確認ください。

(\*)要支援1～要介護1のいずれかと認定された際に、50万円の一時金を1回に限りお支払いする特約

<改定イメージ>

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
				介護保障1型・2型、両親介護保障1型～3型		
		介護保障3型・4型、両親介護保障4型～6型				
						介護保障5型・6型、両親介護保障7型～9型 ← New!

## 死亡(高度障害)保障 事務幹事会社変更

- 2024年7月1日付で、死亡(高度障害)保障の事務幹事会社が大樹生命保険株式会社から日本生命保険相互会社に変更となります。その他制度内容等に変更がございますので、詳細はパンフレット(詳細版)の死亡(高度障害)保障部分P9-10、P37-42を必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。

無料

# 個別の保険相談 受付中

ハッピーライフから生命保険のご相談まで、  
一生の安心の備えのために。  
～ご予約はパンフレット裏面をご確認ください。～

1

## 入社～独身時代

独身の私たちは特にケガや病気への備えが重要ね。  
扶養家族はいないので死亡（高度障害）保障は低めでOK。  
「もしも」のときはいつ起きるか分からないから、  
これからも継続して加入することが大切だね。



A子さん(23才)  
独身

◎そんなA子さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース	保障内容		月額保険料
死亡（高度障害）保障	500万円		150円
医療保障	入院	10,000円/日	1,620円
		生活習慣病の場合 +5,000円/日	
	手術	(病気) 20・5・10倍(※1)	
		(ケガ) 10・5倍(※2)	
高度医療保障	3,000万円限度		70円
自宅療養保障	1型	2,000円/日	380円
通院保障	4型	1,000円/日	140円
ケガ後遺症保障	4型	最高 4,000万円	790円
賠償責任保障	無制限(海外での事故は1億円限度)		80円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(R型)		90円
がん保障・終身型	P14ご参照		P14ご参照

### ワンポイントアドバイス

独身のうちは、高額な死亡（高度障害）保障は必要ないでしょう。

医療保障は、生活習慣の変化・ストレスの増加などにより体調を崩したときへの備えを考え、健康なうちに加入しておきましょう。

レジャーの事故や、スポーツ中のケガが多いのもこの年代の特徴です。  
ケガの通院への備えも大事です。

合計月額保険料 **3,320円**

2

## 結婚したら

結婚は大事な保障見直しのタイミング。  
妻のためにも死亡（高度障害）保障は増額して、ケガや病気への備えもしっかりとしたものにしないといけないな。  
妻と一緒にハッピーライフに加入できるから、忘れずに加入しておこう。



B男さん(30才)  
妻 28才 / 子ども なし

◎そんなB男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース	保障内容		月額保険料
死亡（高度障害）保障	4,000万円		1,600円
医療保障	入院	10,000円/日	1,620円
		生活習慣病の場合 +5,000円/日	
	手術	(病気) 20・5・10倍(※1)	
		(ケガ) 10・5倍(※2)	
高度医療保障	3,000万円限度		70円
自宅療養保障	1型	2,000円/日	380円
通院保障	5型	2,000円/日	290円
ケガ後遺症保障	5型	最高 5,000万円	990円
賠償責任保障	無制限(海外での事故は1億円限度)		80円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(K型)		200円
がん保障・終身型	P14ご参照		P14ご参照

### ワンポイントアドバイス

結婚して扶養家族が増えたら死亡（高度障害）保障を増額しておきましょう。

医療保障には健康なうちに加入しておきましょう。  
また、奥さまの医療保障も準備が必要です。

### 奥さまへのおすすめプラン

死亡（高度障害）保障	600万円
医療保障	5型
高度医療保障	加入
通院・ケガ後遺症保障	3型
合計月額保険料	<b>2,850円</b>



(※1)入院中の場合:疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合:疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合:疾病入院保険金日額の10倍  
(※2)入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍

「もしも」のとき、家族の生活費やこどもの教育費などをまかなえるだけの死亡（高度障害）保障の保障額が必要なんだ。家計がひっ迫しないよう、ケガや病気、介護への備えも見直しておこうかな。住宅ローンの返済も重なるからね。



C男さん(35才)  
妻 33才/  
長男 4才/長女 2才

◎そんなC男さんにおすすめのプランはこちら!

### ご本人の保障

保障コース	保障内容	月額保険料
死亡(高度障害)保障	5,000万円	2,000円
医療保障	入院	12,000円/日
	生活習慣病の場合	+6,000円/日
	手術 (病気) (ケガ)	20・5・10倍(※1) 10・5倍(※2)
高度医療保障	3,000万円限度	70円
自宅療養保障	2型 3,000円/日	580円
通院保障	5型 2,000円/日	290円
ケガ後遺症保障	6型 最高 7,000万円	1,380円
賠償責任保障	無制限(海外での事故は1億円限度)	80円
介護保障	3型	30円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(K型)	300円
がん保障・終身型	P14ご参照	P14ご参照
合計月額保険料		<b>6,680円</b>

### ワンポイントアドバイス

最も責任が重い時期です。ご家族の生活費やお子さまの教育費用などを考えておく必要があります。不幸にしてお亡くなりになった方のなかには十分な保障額に加入していないため、ご遺族の生活が不安定になるケースがあります。大切なご家族のことを考え、十分な保障額に加入しましょう。

病気やケガで入院した場合、かかる費用は入院費だけではありません。入院によって家計が打撃を受けないよう、医療保障を増額させましょう。

ご本人だけではなく、お子さまの自転車等による事故も考え、賠償事故への備えをしましょう。

公的介護保険は40才未満は対象外です。一家の大黒柱が要介護状態になると収入が途絶える上に介護費用が必要となり家計に大きな影響があります。介護保障の加入を検討しましょう。

### 奥さまの保障

保障コース	保障内容	月額保険料
死亡(高度障害)保障	1,000万円	300円
医療保障	入院	10,000円/日
	生活習慣病の場合	+5,000円/日
	手術 (病気) (ケガ)	20・5・10倍(※1) 10・5倍(※2)
高度医療保障	3,000万円限度	70円
通院・ケガ後遺症保障	5型 2,000円/日 最高 1,500万円	740円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(R型)	260円
がん保障・終身型	P14ご参照	P14ご参照
合計月額保険料		<b>2,970円</b>

### ワンポイントアドバイス

幼児がいる母親の場合、葬儀代等に加え、お子さまの託児費用、家事代行費用等にも備えておきましょう。

万一の病気やケガの際、かかる費用はご本人もご家族も同じです。奥さまが入院された場合に利用される外食やホームヘルパー等の費用も考え、安心できる保障を確保しましょう。



### お子さまの保障

保障コース	保障内容	月額保険料
死亡(高度障害)保障	400万円	120円
医療保障	入院	5,000円/日
	生活習慣病の場合	+2,000円/日
	手術 (病気) (ケガ)	20・5・10倍(※1) 10・5倍(※2)
高度医療保障	3,000万円限度	70円
通院・ケガ後遺症保障	1型 1,000円/日 最高 1,000万円	370円
合計月額保険料		<b>1,350円</b>

### ワンポイントアドバイス

各自治体のこどもの医療費に関する制度を確認しましょう。差額ベッド代や食費等は助成制度の対象外の場合が多いので、病気やケガに対する保障を用意しておきましょう。



※合計月額保険料は、お子さまひとり分の金額です。

(※1)入院中の場合:疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合:疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合:疾病入院保険金日額の10倍  
(※2)入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍

## こどもの成長とともに

こどもは大きくなってきたけど、まだまだ家族の生活費や教育費などへの備えが必要だから死亡（高度障害）保障や医療保障に十分な保障額で加入していないとね。自宅療養保障も収入に応じてちゃんと見直さないとなあ。そろそろ親の介護のことも心配だし、両親介護保障にも加入しておこうかな。



D男さん(45才)  
妻 43才/  
長男 14才/長女 12才

◎そんなD男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース	保障内容		月額保険料
死亡(高度障害)保障	4,000万円		2,800円
医療保障	入院	12,000円/日	2,580円
		生活習慣病の場合 +6,000円/日	
	手術	(病気) 20・5・10倍(※1)	
		(ケガ) 10・5倍(※2)	
高度医療保障	3,000万円限度		70円
自宅療養保障	4型	5,000円/日	960円
通院保障	4型	1,000円/日	140円
ケガ後遺症保障	5型	最高 5,000万円	990円
賠償責任保障	無制限(海外での事故は1億円限度)		80円
介護保障	3型		110円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(K型)		750円
がん保障・終身型	P14ご参照		P14ご参照
合計月額保険料			<b>8,480円</b>

### ワンポイントアドバイス

まだまだお子さまにお金のかかる年代のうちは、十分な保障額が必要です。

この年代から病気にかかるリスクが次第に高まってきます。まだ医療保障に加入していない方は奥さまを含めて早めに参加し、保障額が十分でない方も健康なうちに充実した保障にしておきましょう。

奥さま、お子さまのおすすめプラン(保障内容)はP4「家族が増えたら」をご参照ください。

### 親の介護に対する備え

両親介護保障※ 9型



※保険料はP10をご参照ください。

## こども独立、夫婦二人で

年齢をかさねると、生活習慣病等のリスクも高まるよなあ。手厚い医療保障と介護保障で備えておこう。こどもが独立したから、死亡(高度障害)保障の保障額は下げておこうかな。ぼちぼち定年後の保障のことも考えるか。



E男さん(56才)  
妻 54才/  
長男 25才/長女 23才

◎そんなE男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース	保障内容		月額保険料
死亡(高度障害)保障	500万円		950円
医療保障	入院	15,000円/日	4,690円
		生活習慣病の場合 +7,000円/日	
	手術	(病気) 20・5・10倍(※1)	
		(ケガ) 10・5倍(※2)	
高度医療保障	3,000万円限度		70円
自宅療養保障	4型	5,000円/日	960円
通院保障	4型	1,000円/日	140円
ケガ後遺症保障	1型	最高 1,000万円	200円
賠償責任保障	無制限(海外での事故は1億円限度)		80円
介護保障	4型		980円
がん保障・1年更新型	P13ご参照(K型)		1,630円
がん保障・終身型	P14ご参照		P14ご参照
合計月額保険料			<b>9,700円</b>

### ワンポイントアドバイス

お子さまが独立したら、死亡(高度障害)保障の必要保障額は下がります。保障額を見直しましょう。

この年代の入院は長引くことが多く、退院してから体調不良などの症状が続くことがあります。十分な医療保障額を確保しておきましょう。

在職中に「ハッピーライフ」に加入した場合、定年退職後も「ハッピーライフ退職者保障」に加入することができます。

### 親の介護に対する備え

両親介護保障※ 9型



※保険料はP10をご参照ください。

(※1)入院中の場合:疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合:疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合:疾病入院保険金日額の10倍  
(※2)入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍

# 1 死亡(高度障害)保障 団体定期保険

加入対象

本人

配偶者

子ども

■死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障です。

■保険金は、一時金のほか、全部または一部を年金として受取ることを選択いただくことができます。[死亡(高度障害)保障(本人)のみ]ご遺族の生活設計にあわせてご活用ください。保険金の年金受取り(本人のみ)の詳細はパンフレット(詳細版)P38「⑩保険金の年金受取り(本人のみ)」をご確認ください。

■年齢によって加入できる保障額の上限が異なります。現在の保障額が今年度の保障上限額を超えている場合は、自動継続の場合でも、保障上限額に自動的に変更されますのでご注意ください。なお、本人が自動減額となり配偶者の保障額が本人を超えた場合、配偶者も本人と同様に自動減額となります。また、上限額以外の保障額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。詳しくは下表をご参照ください。

## 本人

年齢/保障額		500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円		
月額保険料	39才以下	男性	200円	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円	
		女性	150円	300円	600円	900円	1,200円	1,500円	
	40~49才	男性	350円	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	
		女性	250円	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	
	50~54才	男性	650円	1,300円	2,600円	3,900円	5,200円	5,000万円にご加入の更新日現在満50才以上の方は自動的に4,000万円に変更となります。	
		女性	450円	900円	1,800円	2,700円	3,600円		
	55~59才	男性	950円	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円		
		女性	600円	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円		
	60才以上	男性	1,450円	2,900円	2,000~4,000万円にご加入の更新日現在満60才以上の方は自動的に1,000万円に変更となります。				
		女性	800円	1,600円					

## 配偶者

\*「死亡(高度障害)保障(本人)」の加入が必要です。

本人の保障額を超えての加入はできません。

年齢/保障額		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円		
月額保険料	39才以下	男性	80円	160円	240円	320円	400円	800円	1,200円	
		女性	60円	120円	180円	240円	300円	600円	900円	
	40~49才	男性	140円	280円	420円	560円	700円	1,400円	2,100円	
		女性	100円	200円	300円	400円	500円	1,000円	1,500円	
	50~54才	男性	260円	520円	780円	1,040円	1,300円	2,600円	3,900円	
		女性	180円	360円	540円	720円	900円	1,800円	2,700円	
	55~59才	男性	380円	760円	1,140円	1,520円	1,900円	3,800円	5,700円	
		女性	240円	480円	720円	960円	1,200円	2,400円	3,600円	
	60才以上	男性	580円	1,160円	1,740円	800~3,000万円にご加入の更新日現在満60才以上の方は自動的に600万円に変更となります。				
		女性	320円	640円	960円					

## 子ども

\*「死亡(高度障害)保障(本人)」の加入が必要です。

生年月日/保障額		100万円	200万円	300万円	400万円
月額保険料(男女共通)	平成14年1月2日生~令和4年1月1日生	30円	60円	90円	120円

### ご加入上の注意

- (1) 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。年齢は2024年7月1日時点の被保険者(保障対象者)の満年齢です。
- (2) 効力発生日(加入日)は、2024年7月1日(中途加入の場合はP1「中途変更」に記載の変更月の1日)です。
- (3) 本人の年齢が満60才以上の方は、新規加入・保障の増額ができません(配偶者・子どもを含む)。
- (4) 7月1日時点で満22才6カ月を超える子どもは自動的に脱退となります。
- (5) 夫婦でハッピーライフ募集企業に勤務している場合は、配偶者ではなく、本人としてご加入ください。
- (6) 新規加入・保障の増額には健康状況の告知が必要です。必ずWEB申込画面または加入申請書(兼告知書)裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ加入申込みください。
- (7) 本人が脱退された場合(死亡・所定の高度障害状態になられた場合を含む)は、配偶者・子どもも同時に脱退となります。
- (8) 死亡保険金受取人はWEB申込画面または加入申請書(兼告知書)にてご指定ください。ご指定のない場合は約款順位になります。本人および配偶者の高度障害保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの高度障害保険金受取人は従業員本人(主たる被保険者)です。

# 2 病気やケガの保障

加入対象

本人

家族

配偶者

子ども

同居親族

## 医療保障

■日帰り入院から最長365日(精神障害の場合は730日)までの入院を保障します。

■生活習慣病による入院の場合は保障額が加算されます。

■手術の保険金は、健康保険の対象となる手術が保障されます。(注)

(注)保障の対象外となる手術があります。詳細はパンフレット(詳細版)P51をご参照ください。手術保障の保険金算出の基となる入院保険金日額には、生活習慣病の場合の加算額は含まれません。

保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
入院(病気・ケガ)		3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日	10,000円/日	12,000円/日	15,000円/日
	生活習慣病の場合	+1,000円/日	+2,000円/日	+3,000円/日	+5,000円/日	+6,000円/日	+7,000円/日
手術	(病気)	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍・放射線治療10倍(それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)					
	(ケガ)	入院中の手術10倍・入院中以外の手術5倍(それぞれ入院保険金日額の倍数)					
月額保険料	~39才	480円	810円	1,120円	1,620円	1,950円	2,430円
	40~49才	630円	1,060円	1,480円	2,150円	2,580円	3,200円
	50~59才	910円	1,540円	2,160円	3,160円	3,780円	4,690円
	60~64才	1,580円	2,690円	3,790円	5,520円	6,620円	8,200円
	65~69才	1,800円	3,060円	4,310円	6,270円	7,520円	9,310円
	70~74才	2,130円	3,630円	5,110円	7,460円	8,940円	11,090円
	75~79才	2,260円	3,850円	5,430円	7,930円	9,490円	11,760円
	80~84才	3,080円	5,260円	7,420円	10,860円	13,020円	16,100円
85~89才	3,370円	5,770円	8,150円	11,940円	14,330円	17,700円	

保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
入院(病気・ケガ)		2,000円/日	3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日	10,000円/日	12,000円/日
	生活習慣病の場合	+1,000円/日	+1,000円/日	+2,000円/日	+3,000円/日	+5,000円/日	+6,000円/日
手術	(病気)	入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍・放射線治療10倍(それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)					
	(ケガ)	入院中の手術10倍・入院中以外の手術5倍(それぞれ入院保険金日額の倍数)					
月額保険料	~39才	320円	480円	790円	1,110円	1,600円	1,910円
	40~49才	370円	550円	940円	1,310円	1,900円	2,290円
	50~59才	460円	660円	1,110円	1,570円	2,260円	2,710円
	60~64才	560円	820円	1,380円	1,920円	2,790円	3,350円
	65~69才	660円	960円	1,600円	2,270円	3,290円	3,950円
	70~74才	830円	1,210円	2,050円	2,890円	4,190円	5,030円
	75~79才	920円	1,320円	2,230円	3,130円	4,570円	5,480円
	80~84才	1,390円	1,970円	3,360円	4,730円	6,920円	8,290円
	85~89才	1,540円	2,180円	3,720円	5,260円	7,680円	9,210円
	90才以上	70円	110円	180円	250円	360円	430円
<b>ケガのみ専用プラン(新規加入停止(継続のみ))</b> (注)加入申請書に記載の前年度加入型が1Z型~6Z型の方が対象です							
79才以上 89才以下(注)	1Z型	70円	110円	180円	250円	360円	430円
	2Z型						

\*「日帰り入院」とは、日帰り手術のために1日だけ入院と同じ形で病室を使用した場合等であり、入院の有無は病院または診療所で入院扱いとされているか、外来扱い(通院)とされているかで判断します。

\*「生活習慣病」とは成人病をいい、がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうちパンフレット(詳細版)P83記載のものを指します。

\*90才以上の方ならびに1Z型~6Z型にご加入の方は「ケガによる入院・手術のみ保障」でのご加入となり、病気による入院・手術は保障されません。

\*1Z型~6Z型への新規加入や1Z型~6Z型の中でのプラン変更はできません。1Z型~6Z型から1型~6型への変更は可能ですが健康状況の告知が必要です。

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート

### 入院日額は、何を基準に決めたらいいの?

日額10,000円以上(本人...4型~6型/家族...5型~6型)に加入することをおすすめします!

医療費 一日あたり 約670円※3	+	差額ベット代 一日あたり(個室) 約8,315円※4	+	食事代 1食あたり 460円※5	日用品費 パジャマ、 洗面用具等	交通費 お見舞いに来る 家族の交通費
-------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------	------------------------	--------------------------

トヨタ健保では、一か月の医療費の窓口  
支払額(自己負担額)が所得に関係なく  
2万円以上となった場合、超えた分が  
戻ってきます。※1

※1 「法定給付」+「付加給付(トヨタ健保独自制度※2)」による。(1人・1ヶ月・1医療機関単位かつ、入院・外来・歯科単位で計算)  
※2 トヨタ健保独自制度については、トヨタ健保ホームページ(<http://www.toyotakenpo.jp/>)をご確認ください。  
※3 トヨタ健保加入者が1か月入院した場合の一日あたりの医療費(2万円÷30日)  
※4 差額ベット代は健康保険適用対象外となり、全額自己負担になります。一人個室平均で一日あたり約8,315円  
厚生労働省「主な測定療養に係る報告状況」より 令和3年7月1日現在  
※5 公的医療保険「入院時食事療養費」令和5年11月現在



## 自宅療養保障

ご加入には医療保障への加入が必須です。

- 病気やケガで就業不能となり自宅療養された場合の保障です。
- 保障開始は休業4日目から、期間は最長3年間(60才以上の方は最長1年間)までとなります。入院期間中は保障されません。

保障内容/型		1型	2型	3型	4型
本人	自宅療養 (加入保障額)	2,000円/日 (6万円)	3,000円/日 (9万円)	4,000円/日 (12万円)	5,000円/日 (15万円)
	月額保険料	59才以下 380円	580円	770円	960円
		60才以上 370円	560円	740円	930円

\*加入保障額(パンフレット(詳細版)P84をご参照ください)を1か月30日として計算した額が自宅療養の保障日額です。  
\*休業とは連続して就業不能である期間をいい、会社の休業日を含みます。(医師の治療を受けるまでの期間を含みません。)

## 高度医療保障

ご加入には医療保障への加入が必須です。

- 保険期間中に、病気やケガで高度医療による治療を日本国内で受けた場合の保障です。(注)

(注)保障の対象となる高度医療保障の詳細はパンフレット(詳細版)P55をご参照ください。

- 医療機関までの交通費、宿泊費(1泊1万円限度)も支払対象となります。

本人	家族	高度医療費用	3,000万円限度	月額保険料	70円
----	----	--------	-----------	-------	-----

\*90才以上の方はご加入いただけません。

知ってごこう!

本人の保障は、高度医療保障、両親介護保障、がん保障・1年更新型(K型)を除き各保障とも就業中のケガは保障されません。(通勤途上のケガは保障されます。)

## 通院保障

家族の方は、「通院・ケガ後遺症保障」へご加入ください。

- 病気やケガで通院された場合の保障です。
- 病気による通院は入院前後の通院のみ対象となります。(入院がない場合の通院は対象外)
- 90才以上の方は、1~3型のみご加入いただけます。
- 通院1日目から保障されます。(病気による通院は入院前後の支払対象期間内の通院のみ対象となります。)

保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
本人	ケガ通院	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
	病気通院 (入院前後の病気通院が対象)	対象外	対象外	対象外	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
	月額保険料	90円	180円	260円	140円	290円	410円

\*ケガによる通院の場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。  
\*病気による入院前の通院の場合、入院開始日の前日以前90日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。  
\*病気による退院後の通院の場合、入院が終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間(1,000日)が満了した日の翌日から180日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。

## ケガ後遺症保障

家族の方は、「通院・ケガ後遺症保障」へご加入ください。

- ケガまたは特定感染症で後遺障害が発生した場合の保障です。
- 障害の程度(後遺障害等級第1級~第14級)に応じて、加入保障額に所定の保険金支払割合を乗じた額を(傷害)後遺障害保険金としてお支払いします。(後遺障害等級第1級~第7級に該当する後遺障害の場合は、(傷害)後遺障害保険金の2倍の額をお支払いします。)

保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
本人	ケガ後遺症 (加入保障額)	最高1,000万円 (500万円)	最高2,000万円 (1,000万円)	最高3,000万円 (1,500万円)	最高4,000万円 (2,000万円)	最高5,000万円 (2,500万円)	最高7,000万円 (3,500万円)
	月額保険料	200円	390円	590円	790円	990円	1,380円

\*ケガ後遺症の最高保障額は加入保障額の2倍の額で、後遺障害等級第1級の場合の保障額です。(保障イメージはパンフレット(詳細版)P83をご参照ください)

## 通院・ケガ後遺症保障

- 病気やケガで通院したり、ケガまたは特定感染症で後遺障害が発生した場合の保障です。
- 病気による通院は入院前後の通院のみ対象となります。(入院がない場合の通院は対象外)
- 90才以上の方は1型~3型のみご加入いただけます。
- 通院1日目から保障されます。(病気による通院は入院前後の支払対象期間内の通院のみ対象となります。)
- ケガ後遺症は、障害の程度(後遺障害等級第1級~第14級)に応じて、加入保障額に所定の保険金支払割合を乗じた額を(傷害)後遺障害保険金としてお支払いします。(後遺障害等級第1級~第7級に該当する後遺障害の場合は、後遺障害保険金の2倍の額をお支払いします。)

保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
家族	ケガ通院	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
	病気通院 (入院前後の病気通院が対象)	対象外	対象外	対象外	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
	ケガ後遺症 (加入保障額)	最高1,000万円 (500万円)	最高1,500万円 (750万円)	最高2,500万円 (1,250万円)	最高1,000万円 (500万円)	最高1,500万円 (750万円)	最高2,500万円 (1,250万円)
	月額保険料	370円	630円	1,000円	420円	740円	1,150円

\*ケガ後遺症の最高保障額は加入保障額の2倍の額で、後遺障害等級第1級の場合の保障額です。(保障のイメージはパンフレット(詳細版)P83をご参照ください。)  
\*ケガによる通院の場合、事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。  
\*病気による入院前の通院の場合、入院開始日の前日以前90日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。  
\*病気による退院後の通院の場合、入院が終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間(1,000日)が満了した日の翌日から180日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。

# 3 介護の保障

加入対象

本人

配偶者

子ども

同居親族  
(両親以外)

## 介護保障

- 本人・配偶者・子ども・同居の親族(本人・配偶者の両親を除く)の介護が必要となった場合の保障です。
- 公的介護保険の対象外である40才未満の方も保障の対象となります。(軽度介護一時金を除く)
- ご加入の型により、お支払い要件となる要介護認定の度合いが異なります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1型・2型					介護諸費用保険金／介護一時金		
3型・4型					介護諸費用保険金／介護一時金		
5型・6型	軽度介護一時金				介護諸費用保険金／介護一時金		

- ・1型、2型にご加入の場合：要介護3以上に認定された場合、介護諸費用保険金、介護一時金をお支払いします。
- ・3型、4型にご加入の場合：要介護2以上に認定された場合、介護諸費用保険金、介護一時金をお支払いします。
- ・5型、6型にご加入の場合：要支援1～要介護1のいずれかと認定された場合、軽度介護一時金を1回に限りお支払い(\*)します。もしくは要介護2以上と認定された場合、介護一時金、介護諸費用保険金をお支払いします。

- 軽度介護一時金:公的介護保険の対象である40才以上の方で公的介護保険制度に基づく「要支援1」「要支援2」「要介護1」の認定を受けた方が対象となります。(公的介護保険制度に基づく認定を受けていない場合は対象外)

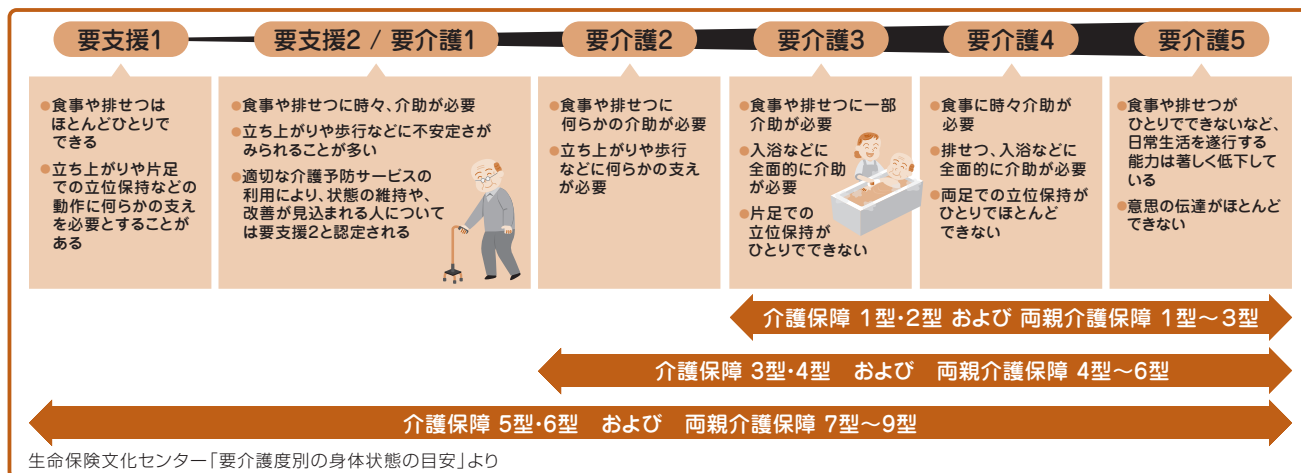
支払要件	要介護3以上		要介護2以上		要支援1以上 <span style="color: orange;">NEW</span>	
	1型	2型	3型	4型	5型	6型
介護諸費用保険金(月額)	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円
介護一時金	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円
軽度介護一時金	—	—	—	—	50万円	50万円

月額保険料	性別	要介護3以上		要介護2以上		要支援1以上プランは 40才未満の方はご加入できません							
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
保障対象となる方の年齢	24才以下	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円			
	25～29才	10円	10円	10円	20円	10円	10円	10円	20円				
	30～34才	10円	20円	20円	30円	10円	20円	30円	30円				
	35～39才	20円	30円	50円	60円	30円	30円	50円	70円				
	40～44才	50円	60円	90円	130円	50円	70円	110円	140円	60円	80円	120円	150円
	45～49才	100円	120円	190円	250円	110円	150円	230円	300円	120円	160円	240円	310円
	50～54才	190円	240円	390円	490円	240円	300円	480円	610円	250円	310円	490円	620円
	55～59才	380円	470円	760円	940円	490円	620円	980円	1,230円	520円	650円	1,010円	1,260円
	60～64才	720円	880円	1,440円	1,770円	980円	1,210円	1,950円	2,420円	1,050円	1,270円	2,020円	2,480円
	65～69才	1,360円	1,610円	2,720円	3,210円	1,920円	2,290円	3,830円	4,590円	2,140円	2,480円	4,050円	4,780円
	70～74才	2,610円	2,910円	5,210円	5,810円	3,790円	4,300円	7,580円	8,610円	4,340円	4,760円	8,130円	9,070円
	75～79才	5,030円	5,220円	10,070円	10,440円	7,420円	7,870円	14,840円	15,750円	8,710円	8,930円	16,130円	16,810円
	80～84才	9,590円	9,590円	19,180円	19,180円	13,900円	14,220円	27,800円	28,460円	16,550円	16,470円	30,450円	30,710円

\*軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降介護保障(5型、6型)に関してはご加入いただけません。(軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で介護一時金の保険金額が同額の型へプラン変更となります。例:5型→3型へ移行)

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート

## 「要支援1」から「要介護5」の身体状態の目安は?



生命保険文化センター「要介護度別の身体状態の目安」より

# 4 親の介護に備える保障

加入対象

両親

## 両親介護保障

- 本人または配偶者の「両親(同居・別居を問いません。)」の介護が必要となった場合の保障です。
- 寝たきり、または認知症などにより公的介護保険制度に基づく要介護認定を受けた状態(または、これに相当すると引受保険会社が認める所定の状態)が90日を超えて継続した場合、一時金を受け取ることができます。
- ご加入の型により、お支払要件となる要介護認定の度合いが異なります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
1型~3型					介護一時金				
4型~6型					介護一時金				
7型~9型	軽度介護一時金				介護一時金				

- ・1型~3型にご加入の場合:要介護3~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。
- ・4型~6型にご加入の場合:要介護2~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。
- ・7型~9型にご加入の場合:要支援1~要介護1のいずれかと認定された場合、軽度介護一時金を1回に限りお支払いします。もしくは、要介護2~要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。

■ケガによる後遺障害も保障されます。(保障内容はP8「通院・ケガ後遺症保障のケガ後遺症」と同じです。)

支払要件	要介護3以上			要介護2以上			要支援1以上			NEW
	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型	
介護一時金	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円	
軽度介護一時金	—	—	—	—	—	—	50万円	50万円	50万円	
ケガ後遺症(加入保障額)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)
月額保険料 保障対象となる方(親)の年齢	40~44才	20円	30円	40円	20円	30円	50円	30円	40円	60円
	45~49才	20円	50円	70円	30円	60円	90円	40円	70円	100円
	50~54才	40円	90円	150円	50円	120円	190円	60円	130円	200円
	55~59才	70円	190円	320円	100円	270円	440円	130円	300円	470円
	60~64才	140円	410円	670円	210円	600円	990円	300円	690円	1,080円
	65~69才	310円	910円	1,520円	470円	1,390円	2,310円	620円	1,540円	2,460円
	70~74才	670円	2,000円	3,330円	1,050円	3,130円	5,210円	1,460円	3,540円	5,620円
	75~79才	1,450円	4,330円	7,210円	2,320円	6,940円	11,570円	3,320円	7,940円	12,570円
80~84才	3,680円	11,020円	18,370円	5,980円	17,910円	29,840円	8,210円	20,140円	32,070円	

\*介護一時金をお支払いした場合、次年度以降両親介護保障に関してはご加入いただけません。(介護一時金の支払事由が発生した時点での解約となります)

\*軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降両親介護保障(7型~9型)に関してはご加入いただけません。(軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で介護一時金の保険金額が同額の型へプラン変更となります。例:8型→5型へ移行)

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート



比較的軽度な介護状態(要支援1~要介護1)においても、費用負担が発生しています。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一時的な費用	101万円	37万円	39万円	61万円	98万円	48万円	107万円
月々の費用	4.1万円	7.2万円	5.3万円	6.6万円	9.2万円	9.7万円	10.6万円

➡ 軽度介護一時金付きプラン(介護保障5型・6型、両親介護保障7型~9型)で、要支援1~要介護1にそなえましょう!

制度概要

改定  
今年度の  
改定

モデルプラン

死亡(高度障害)

病気やケガの保障

介護の保障

身の回りの保障

がんの保障

がん保障・終身型  
ご説明

「参考」  
定年後の保障

Q & A

損保部分  
ご説明

記入例



# 5 身の回りの事故の保障

加入対象

本人

配偶者 子ども 同居親族

各保障の被保険者(保障対象者)は、下記「ご加入上の注意」内の表をご確認ください。

## 賠償責任保障

- 日常生活における偶発的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合の保障です。(業務上の事故・自動車事故等による損害賠償責任は保障対象外となります。)
- 日本国内で誤って線路上に立ち入り電車を止めてしまった場合等、身体障害・財物損壊を伴わない電車等の運行不能についての賠償責任も保障します。
- 本人のケガによる後遺障害も保障されます。(保障内容はP8「ケガ後遺症保障(就業中のケガは対象外)」と同様です。)
- 海外での事故は1億円までの保障となります。

賠償責任	無制限<自己負担額:なし>
本人ケガ後遺症(加入保障額)	最高 70万円(35万円)
月額保険料	80円

### 国内示談交渉サービス付

\*示談交渉については事前に引受保険会社へご相談ください。  
(示談交渉サービスをご利用いただくには諸条件があります。)

## アクティブ保障

- 携行品(外出先で携行している身の回り品)の盗難・偶発的な事故による破損等の保障および他人から預かった物(受託物)が損壊・盗難にあったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の保障です。(保障対象外となる携行品・受託物もあります。)
- 携行品損害は国内外とも保障対象となりますが、受託物賠償は日本国内において他人から預かった受託物のみ保障対象となります。
- ホールインワン・アルバトロス達成時の保障もあります。日本国内のみが保障対象です。
- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- 次のいずれかの場合に、保険金をお支払いします。詳細はパンフレット(詳細版)P65をご参照ください。
  - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
  - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

重要

- セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは原則保険金支払いの対象外となります。
- 例外として、以下の場合に限り、保険金をお支払いすることがあります。
  - ・同伴競技者と同伴競技者以外の第三者が、ショットからカップインまでの一連のボールの行方をすべて連続的に目視している場合(詳細はパンフレット(詳細版)P65-66をご確認ください。)

- ケガによる後遺障害も保障されます。(保障内容は「ケガ後遺症保障(本人:P8(就業中のケガは対象外)、本人以外:P8)」と同様です。)

保障内容/型	A型	B型	C型	D型
携行品損害	30万円限度	20万円限度	30万円限度	20万円限度
<自己負担額:3,000円>				
受託物賠償	30万円限度	20万円限度	30万円限度	20万円限度
<自己負担額:1,000円>				
ホールインワン・アルバトロス費用	70万円限度	50万円限度	—	—
<自己負担額:なし>				
本人ケガ後遺症(加入保障額)*	最高 70万円(35万円)	最高 70万円(35万円)	最高 70万円(35万円)	最高 70万円(35万円)
月額保険料	1.本人型	340円	190円	120円
	2.夫婦型	700円	480円	230円
	3.家族型	1,030円	730円	290円

\*上記の携行品損害・受託物賠償の保障額は、保険期間通算の限度額であり、かつ、被保険者(保障対象者)全員分の限度額となります。被保険者(保障対象者)の範囲はパンフレット(詳細版)P43をご参照ください。

\*本人以外のケガ後遺症の保障額は以下のとおりです。

配偶者(夫婦・家族型):最高70万円(加入保障額35万円)、親族(家族型):最高30万円(加入保障額15万円)

### ご加入上の注意

- (1)加入できる方は、本人のみです。
- (2)各保障の被保険者(保障対象者)は以下の○印の方となります。詳細はパンフレット(詳細版)P43をご参照ください。

保障		本人	配偶者	親族
賠償責任保障		○	○	○
アクティブ保障	・携行品損害	○	×	×
	・ホールインワン・アルバトロス費用	○	○	×
	・ケガ後遺症	○	○	○
	・受託物賠償	○	○	○

\*親族とは、本人またはその配偶者と同居の親族(本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)・本人またはその配偶者と別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子をいいます。

\*本人と本人以外の被保険者の続柄は保険金支払事由発生時点でのものをいいます。

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート

## ライフスタイルに合わせて保障をお選びください。

ゴルフが好きなAさん

ホールインワンは嬉しいけど、その後の費用がいろいろかかるな...



「アクティブ保障:A~B型」  
がおすすです

運動会やピクニックなどでカメラ撮影が趣味のBさん

楽しみにしていたカメラ撮影だけどカメラを落して壊してしまった...



「アクティブ保障」  
がお役に立ちます

毎日、自転車で通勤するCさん

自転車走行中に歩行者と接触し、相手にケガをさせてしまった...



「賠償責任保障」  
がお役に立ちます

国内事故のみ示談交渉サービス付

制度概要

改定ポイント  
今年度の

モデルプラン

保障  
死亡(高度障害)

ケガの保障  
病气や

介護の保障

身の回りの保障

がんの保障

ご説明  
がん保障・終身型  
重要事項の

「参考」  
定年後の保障

Q & A

ご説明  
損保部分の  
重要事項の

記入例

# 6 がんの保障 1年更新型

加入対象

本人

配偶者

- がんによる治療を受けた場合の保障です。
- 加入後の待機期間(保障がない期間)はありません。最長89才まで更新できます。
- 入院の保障はありません。**医療保障**に加入ください。
- がん患者申出療養の対象となる病気はがんのみです。がん患者申出療養は**高度医療保障**と重複して加入できます。重複して加入される場合の保険金支払いについての詳細はパンフレット(詳細版)P84をご参照ください。**高度医療保障**はがん以外も対象に含みます。
- がん保障・終身型との同時加入も可能です。
- 保障期間中にがん保障・1年更新型の加入型変更はできません。

保障内容/型	K型	R型
診断給付金(一時金として)	がん・上皮内新生物ともに 100万円	がん・上皮内新生物ともに 100万円
通院給付金	1万円/日	1万円/日
抗がん剤治療	5万円/月(最高600万円)*	5万円/月(最高300万円)*
がん患者申出療養	— <b>高度医療保障</b> にて加入ください	3,000万円限度
ケガ後遺症(加入保障額)	最高 50万円(25万円)	— <b>ケガ後遺症保障</b> にて加入ください

\*1か月につき5万円に支払限度月数(K型は120か月、R型は60か月)を乗じて算出しています。

K型 月額保険料		
年齢	男性	女性
15~19才	50円	90円
20~24才	60円	100円
25~29才	100円	200円
30~34才	200円	370円
35~39才	300円	460円
40~44才	470円	890円
45~49才	750円	1,500円
50~54才	970円	1,810円
55~59才	1,630円	2,340円
60~64才	2,850円	3,270円
65~69才	3,520円	3,670円
70~74才	5,000円	4,700円
75~79才	5,420円	4,850円
80~84才	4,170円	3,690円
85~89才	3,630円	3,190円

R型 月額保険料		
年齢	男性	女性
15~19才	100円	100円
20~24才	90円	90円
25~29才	150円	150円
30~34才	260円	260円
35~39才	430円	430円
40~44才	690円	690円
45~49才	1,000円	1,000円
50~54才	1,440円	1,440円
55~59才	2,050円	2,050円
60~64才	2,980円	2,980円
65~69才	3,730円	3,730円
70~74才	4,600円	4,600円
75~79才	5,060円	5,060円
80~84才	5,360円	5,360円
85~89才	5,380円	5,380円

\*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(2024年7月1日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート

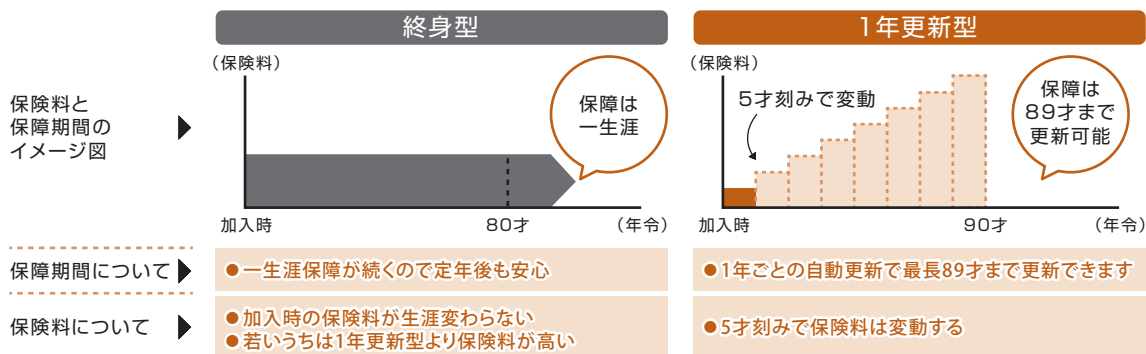
## 終身型と1年更新型の違いを確認しましょう!

終身型

は、加入時の保険料が生涯上がらず、保障も一生涯。

1年更新型

は、加入後も5才刻みで保険料が変動し、最長90才まで保障。



\*この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず「契約概要」やパンフレット(詳細版)等で保険商品全般についてご確認ください。

# 7 がんの保障 終身型

加入対象

本人

配偶者

- 保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がん等)の保障となります。
- 保険料は被保険者の性別および契約日の満年齢で決まり、終身変わりません。若い年齢からのご加入により、月々の負担を軽減できます。
- アフラックのよりそうがん相談サポートをご利用いただけます。このサービスは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。(詳細はP22をご確認ください。)
- がん保障・終身型は契約日と保障開始日が異なります。また、加入後に待機期間(保障がない期間)がありますのでご注意ください。
- ご契約の限度については本ページを、がん保障の通算限度についてはP18「契約限度について」をご確認ください。

## 新がん保障Days1

<新規加入専用の保障>

◎新規でがんの保障に加入する方の保障です。 ◎新規加入は2口まで可能です。

【ご注意】

- ・現在「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」に加入されている場合は、「新がん保障Days1」に加入いただくことはできません。
- ・今回「新がん保障Days1」に1口加入された方は、加入翌年度以降に「新がん保障Days1プラス」1口追加可能です。
- ・2口加入された方が1口へ減口した場合、翌年度以降2口に戻すことはできません。翌年度以降追加できるのは「新がん保障Days1プラス」1口のみです。

## 新がん保障Days1プラス

<上乗せ専用の保障>

◎既に「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」に加入している方の追加保障です。

【ご注意】

- ・現在ご契約の「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」を切替・変更するものではありません。
- ・「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」「がん保障Daysプラス」「新がん保障Daysプラス」「新がん保障Days1プラス」を通算して2口まで加入できます。

「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」

いずれかの保険料 +

「新がん保障Days1プラス」の保険料 =

今後の保険料

■保障内容(保険期間:終身) 新規加入案内が終了しているがん保障との比較はP16をご覧ください。

給付金名	保障額(1口あたり)		お支払事由
	新がん保障Days1	新がん保障Days1プラス	
診断給付金 (一時金として)	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	初めてがん・上皮内新生物と診断されたとき 支払限度:がん・上皮内新生物それぞれ1回限り
入院給付金	1日につき 5千円	—	日数無制限 がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院したとき
通院給付金	1日につき 1万円	1日につき 1万円	「がん」「上皮内新生物」の治療目的でつぎの①②どちらかの通院をしたとき ① 日数無制限・入院なしでも可 所定の治療(*)のための通院 ② 下記ア)〜ウ)から365日以内の通院は通算日数無制限入院なしでも可 ア)退院日の翌日 イ)初めて診断確定された日 ウ)所定の治療(*)を受けた日 (*)所定の治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)、ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

「保障内容の詳細」「告知事項」については、「がん保障 重要事項のご説明」P17~22をご確認ください。

保険料払込期間:終身 契約日:2024年8月1日 保障開始日(責任開始日):2024年9月25日

\*重要事項のご説明には、「告知と第1回保険料の払込みがともに完了した日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日から保障が始まります。」と記載がありますが、ハッピーライフは団体保険のため一律9月25日を責任開始日とする運用としております。

新がん保障Days1 月払保険料(団体取扱/1名1口あたり)

満年齢	男性	女性	満年齢	男性	女性
16才	850円	860円	41才	1,875円	1,625円
17才	865円	860円	42才	1,945円	1,655円
18才	900円	895円	43才	2,025円	1,710円
19才	920円	910円	44才	2,105円	1,740円
20才	935円	925円	45才	2,210円	1,790円
21才	975円	960円	46才	2,290円	1,810円
22才	1,000円	985円	47才	2,375円	1,845円
23才	1,040円	1,000円	48才	2,485円	1,895円
24才	1,060円	1,015円	49才	2,580円	1,930円
25才	1,085円	1,050円	50才	2,695円	1,960円
26才	1,130円	1,080円	51才	2,795円	2,015円
27才	1,150円	1,115円	52才	2,925円	2,060円
28才	1,200円	1,140円	53才	3,040円	2,090円
29才	1,230円	1,180円	54才	3,155円	2,140円
30才	1,265円	1,205円	55才	3,280円	2,185円
31才	1,315円	1,255円	56才	3,415円	2,240円
32才	1,350円	1,270円	57才	3,540円	2,285円
33才	1,400円	1,320円	58才	3,690円	2,340円
34才	1,455円	1,365円	59才	3,840円	2,390円
35才	1,510円	1,385円	60才	3,990円	2,435円
36才	1,545円	1,430円	61才	4,130円	2,500円
37才	1,610円	1,480円	62才	4,270円	2,540円
38才	1,675円	1,495円	63才	4,400円	2,605円
39才	1,740円	1,545円	64才	4,565円	2,645円
40才	1,810円	1,575円	65才	4,720円	2,715円

新がん保障Days1プラス 月払保険料(団体取扱/1名1口あたり)

満年齢	男性	女性	満年齢	男性	女性
16才	610円	670円	41才	1,360円	1,270円
17才	620円	670円	42才	1,410円	1,290円
18才	650円	700円	43才	1,470円	1,330円
19才	660円	710円	44才	1,530円	1,350円
20才	670円	720円	45才	1,610円	1,390円
21才	700円	750円	46才	1,670円	1,400円
22才	720円	770円	47才	1,730円	1,420円
23才	750円	780円	48才	1,810円	1,460円
24才	760円	790円	49才	1,880円	1,480円
25才	780円	820円	50才	1,970円	1,500円
26才	820円	840円	51才	2,040円	1,540円
27才	830円	870円	52才	2,140円	1,570円
28才	870円	890円	53才	2,220円	1,590円
29才	890円	920円	54才	2,300円	1,630円
30才	910円	940円	55才	2,390円	1,660円
31才	950円	980円	56才	2,490円	1,700円
32才	970円	990円	57才	2,580円	1,730円
33才	1,010円	1,030円	58才	2,690円	1,770円
34才	1,050円	1,070円	59才	2,800円	1,800円
35才	1,090円	1,080円	60才	2,910円	1,830円
36才	1,110円	1,120円	61才	3,010円	1,880円
37才	1,160円	1,160円	62才	3,110円	1,900円
38才	1,210円	1,170円	63才	3,200円	1,950円
39才	1,260円	1,210円	64才	3,320円	1,970円
40才	1,310円	1,230円	65才	3,430円	2,020円

【ご注意】 ・年齢は契約日の満年齢です。減口後再加入は再契約時の満年齢保険料となります。上記保険料は2023年12月現在のものです。

制度概要

改定ポイント  
今年度の

モデルプラン

死亡(高度障害)

病気やケガの保障

介護の保障

身の回りの保障

がんの保障

重要事項のご説明  
がん保障・終身型

「参考」  
定年後の保障

Q & A

重要事項のご説明  
損保部分

記入例

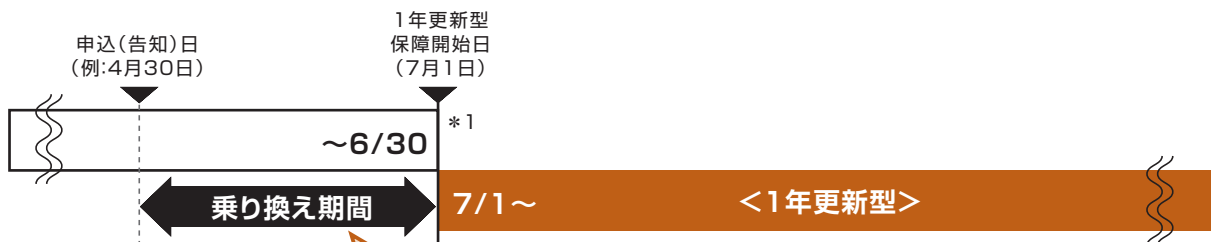
ご注意ください!!!

## がん保障(終身型・1年更新型)を乗り換える場合の注意事項

**がん保障の「乗り換え」加入を検討される方は、下記内容を必ずご確認ください。**

■ハッピーライフのがん保障には **終身型** と **1年更新型** があります。両方の型に「重複加入」することができますが、一方の型からもう一方の型に「乗り換え」する場合、乗り換え期間中、および終身型の待機期間中に「がん」と診断されてしまうと、乗り換え後の保障に加入ができず、無保障となるリスクがあります。

**1年更新型** に乗り換える場合(1年更新型「K型」⇔「R型」の乗り換えも含まれます)



乗り換え期間中に「がん」と治療・診断されると、**1年更新型** に加入できず、7/1以降、無保障となります!

※6/30までにがんと診断された場合、乗り換え前の保障で保険金のお支払いができる場合があります。

**終身型** に乗り換える場合



乗り換え期間中および待機期間中に「がん」と診断されると、**終身型** に加入できず、7/1以降、無保障となります!

※待機期間とは、契約日から初回給付控除日の2か月間後までの期間です。

※6/30までにがんと診断された場合、乗り換え前の保障で保険金のお支払いができます。

※7/1~9/24までにがんと診断された場合、いずれの保障からも保険金がお支払いできません。

\*1 「がん保障Days」「がん保障Daysプラス」「新がん保障Days」「新がん保障Daysプラス」「新がん保障Days1」「新がん保障Days1プラス」は豊通保険パートナーズ(株)が解約請求書を受領した日までが保障期間となります。1年更新型は7/1午後4時までが保障期間となります。

**「乗り換え」をされる場合は、保障の空白を無くすために、一定期間の「重複加入」をおススメします。**

## 割引率について

		医療保障、通院保障、 通院・ケガ後遺症保障、 がん保障(K型)	高度医療保障	がん保障 (R型)	自宅療養 保障	介護保障	両親介護 保障	ケガ後遺症保障、 賠償責任保障	アクティブ 保障
団体割引		30%							
優良割引	病気部分	35%	35%	45%	—	—	—	—	—
	ケガ部分	45%	—	—	45%	—	—	45%	45%
大口契約割引	傷害基本部分 のみ	10%	—	—	—	—	10%	10%	10%



# 過去のがん保障(終身型)にご加入の方へ

●過去のがん保障にご加入の方は、本ページにて保障内容をご確認いただけます。

終身型は、ご加入時期および商品によって保障内容が異なります。見直しの参考にしてください

## 新規加入専用の保障

※終身型に未加入の方向け

保障内容		過去の保障			
		2018年度以降に 新規加入した契約	2015年度*1 ～2017年度までに 新規加入した契約	2012年度 ～2014年度*2に 新規加入した契約	～2011年度までに 新規加入した契約
		新がん保障Days 1	新がん保障Days	がん保障Days	がん保障G型
診断給付金 (一時金として)	がん	50万円	50万円		
	上皮内新生物	5万円	5万円		—
入院給付金		5,000円/日	5,000円/日		10,000円/日
通院給付金		10,000円/日	10,000円/日		—
在宅療養給付金		—	—	—	20万円
死亡給付金		—	—	—	10万円
死亡払戻金		—	—	—	10万円
主な改定内容		通院給付金の お支払事由の拡大 等	通院給付金の お支払事由の拡大 等	通院給付金の追加 入院給付金の日額変更 等	—

## 上乗せ専用の保障

※上記保障に加入中の方向け

保障内容		過去の保障		
		2018年度以降に 上乗せした契約	2015年度*1 ～2017年度までに 上乗せした契約	2012年度 ～2014年度*2に 上乗せした契約
		新がん保障Days 1 プラス	新がん保障Days プラス	がん保障Days プラス
診断給付金 (一時金として)	がん	50万円	50万円	50万円
	上皮内新生物	5万円	5万円	5万円
通院給付金		10,000円/日	10,000円/日	10,000円/日
主な改定内容		通院給付金の お支払事由の拡大 等	通院給付金の お支払事由の拡大 等	上乗せ専用保障の新設

\*1 2014年9月22日以降の申込を含みます。

\*2 2014年9月22日以降の申込を除きます。

なるほどいっぱい!  
お役立ちノート

## 通院給付金について

保障額	新がん保障Days 1		新がん保障Days*1(募集終了)		がん保障Days*2(募集終了)	
	新がん保障Days 1 プラス		新がん保障Days プラス*6(募集終了)		がん保障Days プラス*7(募集終了)	
通院給付金 (ごまの1とすれかの 通院をしたとせ(往診を含む))	1	お支払事由	1日につき1万円		左記に同じ	
		お支払限度	所定の治療※3のための通院		左記に同じ	
	2	お支払事由	日数は無制限		左記に同じ	
		お支払限度	下記ア)～ウ)から365日以内の通院を保障 ア)退院日の翌日 イ)初めて診断確定された日 ウ)所定の治療※3を受けた日		下記ア)から365日以内の通院を保障 ア)退院日の翌日	
	お支払限度	365日以内の通院日数無制限 (通算日数は無制限)※4		左記に同じ※4		
					365日以内で最高60日まで (通算日数は無制限)※5	

※1 <新がん保障Days>2018年4月1日までで新規加入案内は終了。既に参加している方は継続可能。

※2 <がん保障Days>2014年9月21日までで新規加入案内は終了。既に参加している方は継続可能。

※3 所定の治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)、ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

※4 退院日の翌日以降365日以内に再入院した場合は、すでに発生している通院期間は再入院を開始した日の前日に終了したものとす。なお、再入院後の退院日の翌日以降365日以内の新たな通院期間が発生する。

※5 退院日の翌日以降365日以内に再入院した場合は、すでに発生している通院期間は再入院を開始した日の前日に終了したものとす。なお、再入院後の退院日の翌日以降365日以内の新たな通院期間が発生する。通院期間あたり60日をお支払限度とする。

※6 <新がん保障Daysプラス>2018年4月1日までで新規加入案内は終了。既に参加している方は継続可能。

※7 <がん保障Daysプラス>2014年9月21日までで新規加入案内は終了。既に参加している方は継続可能。

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

※P17～22で記載する「がん保障」は「がん保障・終身型」を指します。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」を大切に保管してください。

## 1 〈新がん保障Days1〉・〈新がん保障Days1プラス〉の保障内容について

保障内容についてはP14「保障内容」、P21「その他のご説明」をご確認ください。

## 2 商品名称・しくみ・保険期間・契約年齢などについて

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢	—	商品コード
新がん保障Days1	がん保険 〔低・無解約払戻金2018〕	終身	終身	0才～満85才	解約払戻金なしタイプ	F
新がん保障Days1プラス	がん保険 〔無解約払戻金2018契約者用〕	終身	終身	0才～満85才	—	G

- 〈新がん保障Days1〉・〈新がん保障Days1プラス〉には、保険契約者に対する貸付制度はありません。
- 〈新がん保障Days1プラス〉は、「対象証券」として指定する〈がん保障G型〉・〈がん保障Days〉・〈新がん保障Days1〉をご継続いただいている場合に限りご契約いただけます。
- 脱退(退職)前に〈新がん保障Days1〉・〈新がん保障Days1プラス〉に特約を付加することはできません。

[参考] 以下商品の新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢	—	商品コード
新がん保障Days	がん保険 〔低・無解約払戻金2014〕	終身	終身	0才～満85才	解約払戻金なしタイプ	D
新がん保障Daysプラス	がん保険 〔無解約払戻金2014契約者用〕	終身	終身	0才～満85才	—	E
がん保障Days	がん保険 〔終身・無解約払戻金型A〕	終身	終身	0才～満80才	—	B
がん保障Daysプラス	がん保険 〔終身・無解約払戻金型B〕	終身	終身	0才～満80才	—	C
がん保障G型	新がん保険G型	終身	終身	満3才～満80才	低解約払戻金特則 (低解約払戻金割合:30%)	A

- 〈がん保障G型〉・〈がん保障Days〉・〈がん保障Daysプラス〉・〈新がん保障Days〉・〈新がん保障Daysプラス〉には、保険契約者に対する貸付制度はありません。
- 付帯サービス「アフラックのよりそうがん相談サポート」はアフラックの全てのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できる付帯サービスです。このサービスはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。  
サービスの詳細は、アフラックホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。
- 脱退(退職)前に、〈がん保障G型〉・〈がん保障Days〉・〈新がん保障Days〉・〈がん保障Daysプラス〉・〈新がん保障Daysプラス〉に特約を付加することはできません。

## 3 保障の開始について

- 告知と第1回保険料の払込みがともに完了した日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日から保障が始まります。  
※ただし、告知日から3か月を経過していない場合には、告知日から3か月を経過した日の翌日から保障が始まります。
- 給付金などの支払事由については、P21の「ご確認事項」をご確認ください。また、さらに詳細な内容については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 4 ご契約のお引受けについて

- 保険契約者と被保険者との続柄は、「本人」または「配偶者」となります。
- お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。WEB申込画面または加入申請書(兼告知書)に記載されております告知事項に相違がないかをご確認ください。なお、ご健康状態がWEB申込画面または加入申請書(兼告知書)に記載の告知事項と相違している場合には、ご契約をお引受けできません。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 〈新がん保障Days1プラス〉の保険契約者と被保険者は、既にご契約の当社所定の「がん保険」(「対象証券」として指定する〈がん保障G型〉・〈がん保障Days〉・〈新がん保障Days〉・〈新がん保障Days1〉)の保険契約者・被保険者とそれぞれ同一の方となります。
- ご契約の限度については、P14「がんの保障」、P18「契約限度について」をご確認ください。

## 5 給付金などをお支払いできない場合について

- 次の場合、給付金などをお支払いできない場合がありますので、必ずWEB申込画面または加入申請書(兼告知書)に記載されております告知事項をご確認のうえ、お申込みください。
  - ①告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合
  - ②治療以外の目的での入院・通院や、入院・通院の必要がない場合
  - ③医師のもとで治療に専念していない場合
  - ④保障が始まる日より前に「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合。保険契約者、被保険者がその事実をご存じない場合も含まれます。  
なお、保障が始まる日より前に「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合はご契約が無効となり、すべての保障がなくなります。
  - ⑤保障が始まる日より前に診断確定された「上皮内新生物」の場合
  - ⑥次のような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき  
・「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」の治療を目的としない入院をしたとき(子宮筋腫、子宮ポリープ、大腸ポリープ、皮膚の良性腫瘍等)  
・病院・診療所以外の施設(老人保健施設等)で入院をしたとき  
・医学的な観点から入院の必要性が認められないとき
- 「給付金などをお支払いできない場合」については、「ご契約のしおり・約款」およびアフラックホームページをご確認ください。

## 6 保険料について

- 保険料は、P14の保険料表とWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）に印字された金額にてご確認ください。
- 保険料払込期間について  
＜新がん保障Days1＞＜新がん保障Days1プラス＞は保険料を終身払込みいただけます。

## 7 解約払戻金・配当金について

＜新がん保障Days1＞＜新がん保障Days1プラス＞には解約払戻金・配当金はありません。

### 契約限度について

#### ＜新がん保障Days1＞

「新がん保障Days1」は、被保険者お1人につき、既にご契約のがん保障（アフラックに個人加入のがん保険を含む）すべてを通算して、入院給付金日額・通院給付金日額それぞれ6万円（契約日における満年齢が65才以上の方は4万5千円）、診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円までが限度となります。

#### ＜新がん保障Days1プラス＞

「新がん保障Days1プラス」は、被保険者お1人につき、既にご契約の「がん保障Daysプラス」「新がん保障Daysプラス」「新がん保障Days1プラス」と別表に記載のアフラック個人加入保険の通院給付金日額を通算して2万円まで、かつ既にご契約のがん保障（アフラックに個人加入のがん保険を含む）すべてを通算して通院給付金日額6万円（契約日における満年齢が65才以上の方は4万5千円）までが限度となります。

#### 【別表】

##### 対象商品

ご契約者のためのがん保険 **f**(フォルテ) 生きるためのがん保険Daysプラス  
新生きるためのがん保険Daysプラス 生きるためのがん保険Days1プラス

お申込みの際にはP19～P20「注意喚起情報」、P21～P22「その他のご説明」を必ずご確認ください。

「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

【記載事項の例】●お申込みの撤回または解除について（クーリング・オフ制度）●告知義務について など

#### ◎指定代理請求特約について

受取人が被保険者となっている給付金などについては、給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が、被保険者に代わって請求できる特約（指定代理請求特約）があります。

詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### お客さまからの相談・照会・苦情などのご連絡先

- ◇保険に関する相談・照会・苦情などありましたら、下記の当社募集代理店またはアフラックコールセンターでお受けいたします。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
- また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 保険商品のご案内にあたって

#### ＜募集代理店（お問い合わせ先）＞

**豊通保険パートナーズ株式会社** 豊田市寿町7-66 0120-82-0770（無料）

当募集代理店は、44社の保険会社の委託を受けています。

当募集代理店では団体保険制度「ハッピーライフ」の募集に際して、同制度における採用保険会社に基づき、経営方針でご案内する保険会社を以下のとおり定めています。

【ご案内保険会社】ハッピーライフ がん保障・アフラック

【ご案内理由】2000年より団体（集団）契約を締結し個別に契約するより割安な保険料料でご契約いただけるため

※代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

### 引受保険会社

#### アフラック東海法人営業部

〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

【TEL】052-217-2455 【URL】<https://www.aflac.co.jp/>

＜契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について＞

コールセンター：0120-5555-95 ◎受付時間／月曜日～金曜日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。

お申込みの際、特にご注意ください事項や不利益となる事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

## 1 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力※に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 2 お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

- ご納得がいけない場合には、お申込者または保険契約者(以下「お申込者など」といいます。)、ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)の払込みの日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合は、アフラックオフィシャルホームページにアクセスし、必要項目を入力の上、上記の期間内に送信してください。郵便よりお申込みの撤回等をする場合は、書面(ハガキ、便箋)に、お申込みの撤回等の意思を明記し、お申込者などの氏名・フリガナ・住所をご記入のうえ、上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。
- この場合に、払込みいただいた金額をお返します。
- 次の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いができません。
  - ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
  - ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

## 3 告知義務について

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることから、被保険者自身が事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 加入申請書(兼告知書)は、保険契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者がご自身で正確にご記入ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- お客さまの健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- 当社の職員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込み後または給付金・保険金・年金などや保険料払込みの免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。
- 正しく告知いただくことは大変重要です。当社が告知事項で確認した事項と事実とが相違しているにもかかわらず、故意または重大な過失によって、事実と相違がないものとしてWEB申込画面への入力または加入申請書(兼告知書)に押印なされた場合、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。所定の期間を経過していても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料の払込みを免除する事由が生じていても、原則として払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、保険契約者にお支払いします。
- \*上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込みいただいた保険料はお返しいたしません。当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。
- ※健康状態によっては割増しされた保険料でご契約をお引受けする「特別保険料率に関する特則」や当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。※今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増しして、ご契約をお引受けできる場合があります。

## 4 保障の開始(責任開始)について

- 当社が、ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時」を責任開始期(日)とし、その時から保障を開始します。ただし、保険種類や特約の内容などによりましては、責任開始期(日)までに待ち期間(保障されない期間)がある場合があります。
- 当社の生命保険募集人はお客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 5 給付金・保険金などが支払われない場合について

- 次のような場合には給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
  - ・責任開始期(日)より前に「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」と診断された場合(「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となります。)
  - ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
  - ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
  - ・給付金・保険金などを詐取る目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
  - ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
  - ・免責事由に該当した場合など

## 6 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

- 保険料は払込期月内に払込みください。なお、払込期月内の払込みがない場合でも、一定の猶予期間がありますが、払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
- 効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらかじめ告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

## 7 解約と解約払戻金について

- 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なります)
- 保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

## 8 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
  - ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。(「7.解約と解約払戻金について」をご参照ください)
  - ・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
  - ・新たな保険契約については、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

## 9 保険証券などについて

- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ（承認通知書）」などを保険契約者にお送りいたします。
- 「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

## 10 給付金・保険金などのお支払い手続きに関する留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社コールセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかにご受取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認いただけます。
- 支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金・保険金などをお支払いする場合、お支払いできない場合についての具体例は、当社ホームページに記載しておりますのであわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができませんおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、保険種類によっては、同居のご親族などが被保険者に代わってご請求いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

## 11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 12 個人情報の取扱い（保険契約者および被保険者の皆様へ）

### プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

ご確認事項

■〈新がん保障Days1〉

	給付金名	お支払事由	お支払限度	ご確認事項
がん保険「低・無解約払戻金2018」	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	「がん」「上皮内新生物」それぞれ保険期間を通じ1回限り	「上皮内新生物」の診断給付金額は「がん」の診断給付金額の1/10となります。
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	支払日数は無制限	①治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院はお支払いの対象になりません。 ②厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院もお支払いの対象となります。 ③同一の日に2回以上入院した場合は、1回分のみ支払います。
	通院給付金	つぎの1・2のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) 1 所定の治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のために通院をしたとき 2 通院期間※中の通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	支払日数は無制限	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に(1)手術料の算定対象(2)輸血料の算定対象(3)放射線治療料の算定対象として列挙されている(1)手術(2)骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)(3)放射線治療(血液照射を除く)のための通院がお支払対象となります。ただし、経口投与による抗がん剤治療、ホルモン剤による治療のための通院がお支払の対象となりません。 ②治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、〈所定の治療のための通院〉に該当した場合はお支払対象となります。 ※「通院期間」とは つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(注)・ホルモン剤治療(注)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金がお支払される入院の退院日の翌日 (注)経口投与による通院は除く ◎上皮内新生物も同様となります

■〈新がん保障Days1プラス〉

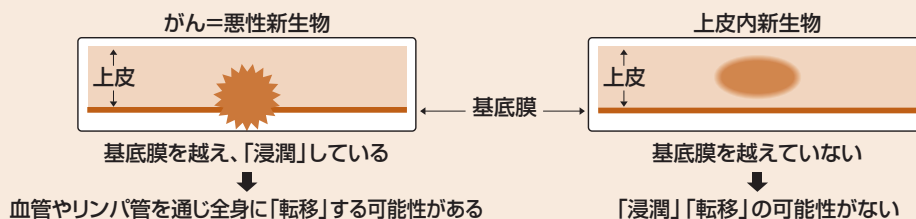
	給付金名	お支払事由	お支払限度	ご確認事項	
がん保険「無解約払戻金2018契約者用」	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	「がん」「上皮内新生物」それぞれ保険期間を通じ1回限り	「上皮内新生物」の診断給付金額は「がん」の診断給付金額の1/10となります。	
	通院給付金	つぎの1・2のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) 1 所定の治療のための通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のために通院をしたとき 2 通院期間※中の通院 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	支払日数は無制限	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に(1)手術料の算定対象(2)輸血料の算定対象(3)放射線治療料の算定対象として列挙されている(1)手術(2)骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)(3)放射線治療(血液照射を除く)のための通院がお支払対象となります。ただし、経口投与による抗がん剤治療、ホルモン剤による治療のための通院がお支払の対象となりません。 ②治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、〈所定の治療のための通院〉に該当した場合はお支払対象となります。 ※「通院期間」とは つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(注)・ホルモン剤治療(注)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日 (注)経口投与による通院は除く ◎上皮内新生物も同様となります	①治療処置を伴わない人間ドック検査や薬の受取りのみの通院はお支払の対象になりません。 ②同一の日に「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院と通院をした場合、通院給付金はお支払の対象になりません。 ③同一の日に2回以上通院をした場合、1回分のみお支払します。 ④〈所定の治療のための通院〉〈通院期間中の通院〉の両方の支払事由に該当した場合、重複支払はありません。

保障内容の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。  
※「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 【「がん（悪性新生物）」と「上皮内新生物」の違い（例：子宮頸部）】



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの（支払対象外）	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

## 告知事項について

●WEB申込画面または加入申請書（兼告知書）の「告知事項」をご確認のうえお申し込みください。

\*告知事項と相違していた場合、契約が解除されたり給付金のお支払いが受けられないことがあります。

\*被保険者が、責任開始日以前に「がん」の診断確定を受けている場合には、その事実の知・不知にかかわらず、給付金のお支払いはいたしません。

## 付帯サービスについて

### アフラックのよりそがん相談サポート

#### <サービス内容>

被保険者の方やそのご家族に対して、専門の相談員が漠然とした不安や具体的なお悩みを傾聴し、ご相談内容に応じて、お悩みを解決する各種サービスをご案内します。

※詳細については、下記ホームページをご確認ください。

【アフラックホームページ】<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>

#### <サービスに関する注意事項>

- アフラックのよりそがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- アフラックのよりそがん相談サポーターが案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供します。
- アフラックのよりそがん相談サポートおよびアフラックのよりそがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2023年12月現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- アフラックのよりそがん相談サポートはアフラックの全てのがん保険（責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約）の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できる付帯サービスです。
- アフラックのよりそがん相談サポーターへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- アフラックのよりそがん相談サポーターが案内する各種サービスは、無償で利用できるサービスもありますが、アフラックのよりそがん相談サポートの利用条件を満たすがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数はありません。

## がんと医療に関するサービスについて

がん保障（<がん保障G型><がん保障Days><がん保障Daysプラス><新がん保障Days><新がん保障Daysプラス><新がん保障Days1><新がん保障Days1プラス>）にご加入の方に、がんや医療に関する相談サービスや情報サービスを提供しています。詳しくは以下のURLをご覧ください。（ご加入以外の方でもご利用いただけるサービスもあります。）

【URL】<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/#service>

©がん保障についての「契約概要」「注意喚起情報」に記載の「会社」「当社」とは引受保険会社アフラックのことを指します。

## ●ハッピーライフ退職者保障(本人・配偶者)

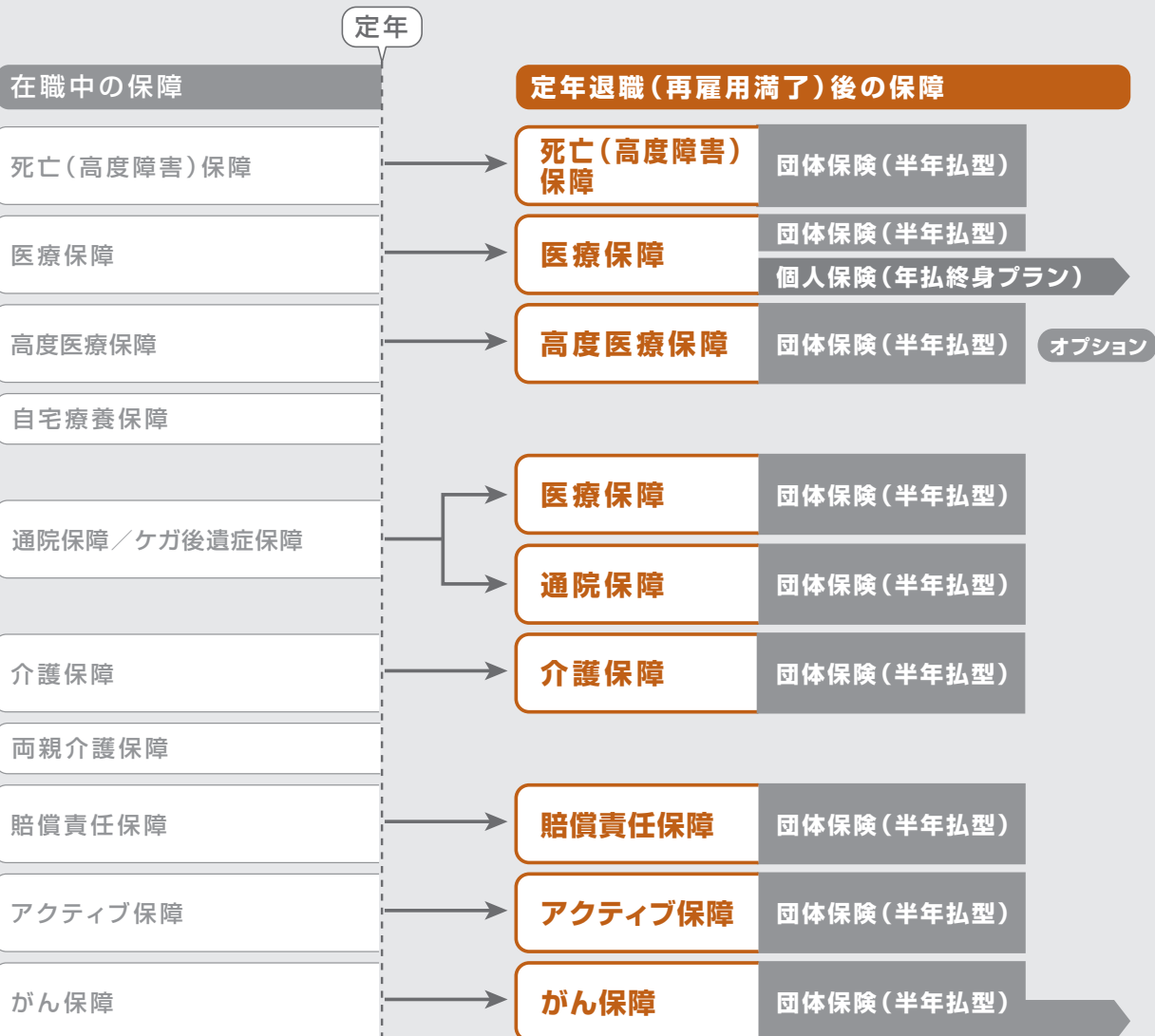
### ハッピーライフ退職者保障とは?

定年退職後も継続できる退職者向けのハッピーライフです。  
退職時に制度移行をすることで、退職後も安心できる保障が確保できます。  
(退職時に個別にご案内します。)

制度移行資格	<b>ハッピーライフに加入している定年退職者(それに準ずる者を含みます。)</b> と <b>その配偶者</b>	
保障期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>団体保険</b> …………… 毎年7月1日～1年間 *初年度は、退職日から加入。 *「死亡(高度障害)」は満79才まで、「高度医療」「通院保障(4～6型)」「がん・1年更新型」は89才まで、「医療」「賠償責任」「アクティブ」は終身継続可(ただし、「医療」の90才以降はケガのみ保障)、「介護」は84才まで継続可能。 *「がん・終身型」は加入日(責任開始日)～終身</li> <li>●<b>個人保険</b> …………… 加入日～終身</li> </ul>	
保険料払込	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>加入時</b> …………… 加入月の23日(振替日が金融機関休業の場合は翌営業日)に引落し</li> <li>●<b>翌年度以降</b> …………… 半年払型は、指定口座から年2回(7・1月)の引落しです。</li> </ul>	

退職者保障に移行する際、またそれ以降、原則新規加入や増額はできません

### 定年退職(再雇用満了)後の保障 ラインアップ



次ページ以降は、2024年度(2024年7月1日～)の保障内容と保険料です。(概要を記載しているため、詳細は別途お配りする退職者保障のパンフレット等をご確認ください。)

\*将来変更となる場合があります。

\*団体保険にはスケールメリットによる割引が適用されています。

\*「医療保障」「通院保障」「がん保障・1年更新型」については、年齢は2024年7月1日時点の被保険者(保障対象者)の満年齢です。



## 死亡(高度障害)保障 団体保険(半年払型)

年令/保障額		100万円	200万円	300万円 (本人のみ)	400万円 (配偶者のみ)	500万円	1,000万円 (本人のみ)
半年払保険料	55~59才	男性	1,117円	2,234円	3,352円	4,469円	5,586円
		女性	706円	1,411円	2,117円	2,822円	3,528円
	60~64才	男性	3,410円	6,821円	10,231円	13,642円	17,052円
		女性	1,705円	3,410円	5,116円	6,821円	8,526円
	65~69才	男性	5,116円	10,231円	15,347円	20,462円	25,578円
		女性	2,470円	4,939円	7,409円	9,878円	12,348円
	70~74才	男性	8,056円	16,111円	24,167円	32,222円	40,278円
		女性	3,998円	7,997円	11,995円	15,994円	19,992円
	75~79才	男性	14,465円	28,930円	43,394円	57,859円	72,324円
		女性	6,938円	13,877円	20,815円	27,754円	34,692円

- 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。年令は2024年7月1日時点の被保険者(保障対象者)の満年令です。
- 退職時にハッピーライフ死亡(高度障害)保障に加入している本人・配偶者が対象です。
- ハッピーライフ死亡(高度障害)保障加入額を超えての加入はできません。
- 配偶者の加入には本人の加入が必要です。(加入額は本人の加入額以下)
- 本人が脱退された場合(死亡・所定の高度障害状態になられた場合を含む)、配偶者も同時に脱退となります。

## 医療保障 団体保険(半年払型)

保障内容/型	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
入院	2,000円/日	3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日	10,000円/日
生活習慣病の場合※	+1,000円/日	+1,000円/日	+2,000円/日	+3,000円/日	+5,000円/日
手術	(病気) 入院中の手術20倍・入院中以外の手術5倍・放射線治療10倍(それぞれ疾病入院保険金額の倍数)				
(ケガ)	入院中の手術10倍・入院中以外の手術5倍(それぞれ入院保険金額の倍数)				
ケガ後遺症	最高 200万円	最高 200万円	最高 400万円	最高 400万円	最高 400万円

半年払保険料	55~59才	男性	5,040円	7,130円	12,170円	16,930円	24,310円
		女性	4,100円	5,820円	9,930円	13,760円	19,670円
	60~64才	男性	6,550円	9,300円	15,860円	22,130円	31,910円
		女性	5,280円	7,510円	12,800円	17,800円	25,560円
	65~69才	男性	8,250円	11,740円	20,000円	27,980円	40,430円
		女性	6,670円	9,510円	16,180円	22,580円	32,500円
	70~74才	男性	11,010円	15,640円	26,640円	37,380円	54,190円
		女性	9,320円	13,280円	22,610円	31,670円	45,790円
	75~79才	男性	11,990円	17,020円	29,020円	40,730円	59,100円
		女性	10,610円	15,110円	25,720円	36,060円	52,240円
	80~84才	共通	18,490円	26,070円	44,580円	62,800円	91,650円
	85~89才	共通	20,920円	29,370円	50,310円	70,950円	103,770円
90~終身	共通	680円	880円	1,570円	1,980円	2,580円	

- 90才以上の加入者はケガのみ保障となります。(病気による入院・手術・放射線治療が保障対象外)
- ※生活習慣病での入院を増額保障しないコース設定も選択可能です。

## 個人保険(年払終身プラン)

保障内容/型	3,000円	5,000円	7,000円
入院	3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日
手術	入院中の手術 3万円	5万円	7万円
	外来での手術 1.5万円	2.5万円	3.5万円

年払保険料	60才男性	25,635円	42,725円	59,815円
	58才女性	19,839円	33,065円	46,291円

「医療保険A(エース)セレクト」医療保険(無解約返戻金型)(22)無配当 口座振替扱 保険期間・保険料払込期間:終身 支払限度の型:60日型 手術給付金の型:手術1型

- 所定の条件を満たした場合、ハッピーライフ「医療保障」を一生保障に移行できます。
- 配偶者の単独加入も可能です。
- 移行後契約は、2023年11月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

## オプション 先進医療特約(無解約返戻金型)

先進医療費用	2,000万円限度
年払保険料	1,380円

- 技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円限度)をお支払いします。
- ※高度医療保障にご加入が前提となります。
- 生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。

2023-C-1208(2024/01/31-2026/01/31)

## オプション 高度医療保障 団体保険(半年払型)

高度医療費用	3,000万円限度
半年払保険料	300円

- 高度医療を受けるための保険医療機関までの交通費およびその宿泊費(1泊1万円限度)も保障されます。
- ※90才以上の方はご加入いただけません。
- ※医療保障(団体保険)にご加入が前提となります。

## 賠償責任保障 団体保険(半年払型)

賠償責任	無制限(海外1億円限度)
本人ケガ後遺症(加入保障額)	最高60万円(30万円)
半年払保険料	480円

- 賠償責任は本人が加入すれば配偶者等家族も被保険者(保障の対象者)に含まれます。被保険者(保障の対象者)となる家族の範囲は「ハッピーライフ退職者保障」のパンフレットをご確認ください。

その他の保障の保険料については、ハッピーライフ退職者保障のパンフレットにてご確認ください。

制度概要

改定  
今年度の

モデルプラン

保障  
死亡(高度障害)

ケガの保障  
病気の

介護の保障

身の回りの保障

がんの保障

がん保障・終身型  
ご説明  
重要事項の

「参考」  
定年後の保障

Q & A

ご説明  
損保部分の

記入例



## 加入の可否

### <Q1> 娘が結婚しましたが、引続き加入できますか？

- A1** 死亡(高度障害)保障以外は加入できます。  
(死亡(高度障害)保障は本人が扶養するこどものみ加入できます。)  
結婚によって姓が変わっている場合は、<Q13>をご覧ください。  
※なお、結婚に伴い別居される場合には賠償責任保障、アクティブ保障(家族型)は保障の対象外となります。

### <Q2> 本年度定年退職する予定ですが、保障はどうなりますか？

- A2** 保障は退職まで有効なので継続してください。  
退職と同時に自動終了(脱退)となります。  
退職後は「ハッピーライフ退職者保障」に加入することができます。  
\*退職時にハッピーライフに加入していないと「ハッピーライフ退職者保障」に加入できません。  
\*「ハッピーライフ退職者保障」の概要については、P23~P24をご覧ください。

### <Q3> 夫婦で同じ会社に勤務していますが、本人の保障ではなく配偶者の家族の保障で加入できますか？

- A3** 死亡(高度障害)保障以外は、加入できます。ただし、本人の保障と重複して加入することはできません。  
(死亡(高度障害)保障は、本人としての加入資格を有する配偶者は、本人として加入してください。)  
\*親子・兄弟姉妹間も同様です。  
\*同じ会社でなくても、ハッピーライフを募集している会社に勤務している場合も同様です。

## 保障内容

### <Q4> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

- A4** ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。  
たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニア、腰椎分離症、すべり症などは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは、パンフレット(詳細版)P51の<※印の用語のご説明>をご覧ください。

### <Q5> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

- A5** 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・高度医療による治療・自宅療養などの原因となった病気(「医学上因果関係がある病気」も含みます)を実際に医師が診察した日(=初診日)となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

### <Q6> 妊娠・出産・早産または流産で入院、手術をした場合に保障対象になりますか？

- A6** 異常分娩等で公的医療保険の「療養の給付」等の支払対象となる入院・手術のみ保障対象となります。  
例えば、出産のために自費で入院となりましたが、器具を用いて児頭を吸引するような手術(吸引娩出術等)を健康保険を使って受けた場合パンフレット(詳細版)P51の<※印の用語の説明>に記載されている「手術」に該当すれば、入院保険金の対象とはならないものの、疾病手術保険金は対象となります。なお、入院保険金の対象とはならない期間に受けた手術は「入院中以外」の手術となります。

### <Q7> ハッピーライフは海外でも保障されますか？

- A7** 高度医療保障およびアクティブ保障の下記は保障されませんが、それ以外は保障されます。  
(賠償責任保障の一部保障および示談交渉サービスは日本国内のみのご利用となります。)  
・受託物賠償(海外で受託した物) ・ホールインワン・アルバイトロス費用

### <Q8> アクティブ保障(携行品損害)家族型加入。夫の所有物を妻が携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

- A8** 家族型加入であっても、被保険者(奥様)の所有物でないため保障対象になりません。

## 保障内容

### <Q9> アクティブ保障(携行品損害)で携行品の対象外となるものはありますか？

**A9** 以下、補償の対象外となる主な「携行品」をご確認お願いいたします。

#### 補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人ヘリコプター(ドローン)を含みます。)、およびこれらの付属品、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

### <Q10> 死亡保険金受取人は誰でも指定できますか？

**A10** 死亡保険金受取人を指定する場合は、原則として、被保険者(加入者)の配偶者または2親等内の血族(祖父母・父母・兄弟姉妹・子ども)をご指定ください。

死亡保険金受取人を指定する場合は1名となります。2名以上の指定はできません。

死亡保険金受取人を「法定相続人」「ホウテイソウゾクニン」と指定することはできません。

### <Q11> 死亡保険金受取人を指定しない場合、どうなりますか？

**A11** 死亡保険金受取人を指定しない場合、生命保険会社の約款に定められた順位となります。具体的には、被保険者の①配偶者、②子ども(子どもが死亡している場合は、その直系卑属)、③父母、④祖父母、⑤兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人となります。

## 健康状況告知

### <Q12> 一度 保障を解約(脱退)すると、再加入はできないのですか？

**A12** 再加入時の健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つもない場合は加入できます。

\*再加入の保障は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については保障対象外となる場合があります。

健康状況告知の必要がない「通院(通院・ケガ後遺症)保障1型~3型、ケガ後遺症保障、賠償責任保障、アクティブ保障」は再加入できます。

## 訂正・変更

### <Q13> 結婚して、姓が変わったので訂正したいのですがどうすればいいですか？

**A13** 加入申請書(兼告知書)に打ち出している旧姓を新姓に訂正し(カタカナ記入)、訂正印および申込印(告知印)欄に押印のうえ提出してください。WEBから変更される場合、WEB申込画面の「被保険者の情報」から変更手続きを行ってください。詳細は「ハッピーライフ WEB申込 操作マニュアル」をご確認ください。

## その他

### <Q14> ハッピーライフは掛捨てですか？

**A14** がん保障G型以外は掛捨てです。

### <Q15> 「ご加入内容のお知らせ」はいつ頃届きますか？

**A15** 7月下旬頃です。

制度概要

改定  
今年度の  
ポイント

モデルプラン

死亡(高度障害)

病  
気  
や  
ケ  
ガ  
の  
保  
障

介  
護  
の  
保  
障

身  
の  
回  
り  
の  
保  
障

が  
ん  
の  
保  
障

ご  
説  
明  
が  
ん  
保  
障  
・  
終  
身  
型

「  
参  
考  
」  
定  
年  
後  
の  
保  
障

Q  
&  
A

ご  
説  
明  
重  
要  
事  
項  
の  
保  
障  
部  
分

記  
入  
例

**1 ご加入時にご注意いただきたいこと**

高度医療保障・自宅療養保障・賠償責任保障・アクティブ保障のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（普通傷害保険、団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

また、高度医療保障・賠償責任保障・アクティブ保障（携行品損害・受託物賠償責任・ホールインワン・アルバイトロス費用）につきましては、複数の保険をご契約の場合（他の保険会社とのご契約を含みます。）、実際に発生した費用・賠償責任額・損害額を超えて保険金を受け取ることはできません。

**2 ご加入後にご注意いただきたいこと**

(1) ご加入いただいた後にお届けするご加入内容のお知らせは、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(3) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

**3 保険金をお支払いする場合に該当されたとき**

事故発生時の注意事項

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合（ホールインワン・アルバイトロスの場合は達成時）に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

介護保障については、保険金請求後に要介護状態から回復することで、「公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定の取消しを受けた場合」または「この保険契約でお支払いの対象とならない要介護状態区分への変更の認定を受けた場合」も、遅滞なくご連絡ください。

**4 個人情報の取扱いについて**

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

〔個人情報の取扱いについて〕

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

なお団体保険制度を適正に運営するため、団体に保険引受ならびに事故に関する情報を提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)、あいおいニッセイ同和損保ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)、東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ハッピーライフは、生命保険と損害保険を組み合わせた保障制度です。

加入情報を一元的に管理し、円滑な運営を行うために、各保障コースへの加入内容すべてについて各引受保険会社および取扱代理店に提供することがあります。

保障の種類	約款名	引受保険会社
病気やケガの保障	普通傷害保険、 疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社※
親の介護に備える保障	普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社
身の回りの事故の保障	団体総合生活補償保険（標準型）	三井住友海上火災保険株式会社※
がんの保障 1年更新型（K型）	普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社
がんの保障 1年更新型（R型）	団体総合生活保険	東京海上日動火災保険株式会社
介護に備える保障	介護補償保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社※

※ 一部共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。詳細はパンフレット（詳細版）P49、50をご確認ください。

# 加入申請書(兼告知書)記入例

※特にご注意いただきたい箇所を記載しています。

**加入申請書(兼告知書)を提出される前に、必ずチェックしてください。**

## チェックポイント 1

**必ず、いずれかに○をしてご提出ください。**

「B 変更あり」で新規加入、保障の増額・追加をされる場合は、加入申請書(兼告知書)裏面の「健康状況告知書質問事項」のご回答が必要となります。  
「C 変更なし」の場合は加入申請書(兼告知書)の提出は不要です。

※ただし、「C 変更なし」の場合でも、加入申請書(兼告知書)のご提出をお願いする場合があります。

## チェックポイント 2

**押印モレのないようにご注意ください。**

## チェックポイント 3

**前年度加入額(型)を変更する場合は、今年度加入する額(型)に○をしてください。**

右の記載は、前年度加入型2型→今年度加入型4型に変更する場合の記入例です。

## チェックポイント 4

**前年度加入額(型)を変更しない場合は、ご記入不要です。**

右の記載は、前年度加入額1,000万円を変更せずに継続する場合の記入例です。

## チェックポイント 5

**脱退される場合は、脱退される方のお名前を二重線で抹消してください。または、加入している保障全てについて「加入しない」に○をしてください。**

## チェックポイント 6

**すでに他の保障に加入している同居の親が両親介護保障に加入する場合も、当欄に氏名、生年月日、性別をご記入ください。**

親は「介護保障」には加入できません。必ず「両親介護保障」にご加入ください。

## チェックポイント 7

**一部の保障のみ脱退する場合は、「加入しない」に○をしてください。**

記入例  
重要事項の  
損保部分  
ご説明

Q & A

「参考」  
定年後の保障

がん保障・終身型  
重要事項の  
ご説明

がんの保障

身の回りの  
保障

介護の保障

病気や  
ケガの保障

死亡(高度障害)  
保障

モデルプラン

今年度の  
改定料

制度概要

**MEMO**

## MEMO

制度概要

今年度の  
改定点

モデルプラン

死亡（高度障害）  
保障

病気や  
ケガの保障

介護の保障

身の回りの  
保障

がんの保障

がん保障、終身型  
重要事項の  
ご説明

【参考】  
定年後の保障

Q & A

損保部分  
重要事項の  
ご説明

記入例

# お問い合わせ先

## 募集および制度内容については

### 豊通保険パートナーズ株式会社

●ハッピーライフ担当 連絡先

**0120-673-506(無料)**

\*受付時間/月～土 9:00～18:00

\*毎週日曜日およびトヨタカレンダーの長期休暇中は、休業とさせていただきます。

\*海外からの電話やIP電話など、上記電話番号をご利用いただけない場合は0565-27-3506(通話料有料)におかけください。

\*豊通保険パートナーズ(株)ではお客さまからのお問い合わせ、ご相談に際して、その内容の確認のため、通話録音をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 保険金請求について

■下記①～⑩の保障については、「WEB受付連絡システム」から**24時間365日**事故連絡が可能です(定期メンテナンス時を除く)。

- ①医療保障 ②高度医療保障 ③自宅療養保障
- ④通院保障 ⑤ケガ後遺症保障 ⑥両親介護保障
- ⑦がん保障・1年更新型(K型)
- ⑧アクティブ保障(携行品損害)
- ⑨アクティブ保障(受託物賠償責任)  
(ホールインワン・アルパトロス費用)
- ⑩賠償責任保障



三井住友海上ハッピーライフ  
WEB受付連絡システム



スマートフォンもしくはPCからアクセスする場合

①T-Waveからアクセスする場合

T-Waveトップ>Quality of Life>お金>保険>ハッピーライフ

②スマートフォンもしくはPCからアクセスする場合

右記二次元コードもしくは下記URLからアクセスください。

<https://www2.web-ms-ins.jp/tmweb/?p=eb87p>

※尚、「WEB受付連絡システム」以外に、FAXやお電話での事故連絡も可能です。

保障名	連絡方法	連絡先	受付時間
上記①～⑧	「ご加入内容のお知らせ」 同封の請求通知書を <b>FAXにて送付してください</b> (※1)	三井住友海上ハッピーライフ 保険相談室 <b>[FAX]0565-27-0545</b> 【TEL】0120-257-811(無料) 0565-27-0544(有料) 【内線】811-6-0573	フリーダイヤル 平日 9:00～17:00 内線・有料ダイヤル 平日 8:30～18:00 祝日 9:00～17:00 祝日は 会社稼働日のみ
上記⑨・⑩	<b>お電話ください</b>	三井住友海上ハッピーライフ 賠償責任・ホールインワン専用ダイヤル <b>0120-258-575(無料)</b> 【TEL】052-203-3237(有料) 【FAX】052-223-4138	平日 9:00～17:00

■下記⑪～⑭の保障については、お電話で事故連絡ください。

保障名	連絡方法	連絡先	受付時間
⑪死亡(高度障害)保障 ⑫介護保障	<b>お電話ください</b>	豊通保険パートナーズ(株) <b>0120-673-506(無料)</b> 【TEL】0565-27-3506(有料)	月～土 9:00～18:00
⑬がん保障・終身型		豊通保険パートナーズ(株) <b>0120-82-0770(無料)</b> 【TEL】0565-27-8982(有料)	月～土 9:00～18:00
⑭がん保障・1年更新型(R型)		東京海上日動ハッピーライフ がん保障請求窓口 <b>0120-789-606(無料)(※2)</b>	平日 9:00～18:00 土日 9:30～17:00

※1 請求通知書(コピー可、トヨタ自動車(株)イントラネット(T-Wave)にも掲載されています。)に記入し、FAXにて送付ください。請求通知書を送付すると1週間から10日程度で保険金請求書が折り返し送付されます。(トヨタ社内便はご利用いただけませんのでご注意ください。)

※2 海外からの電話やIP電話など無料ダイヤルをご利用いただけない場合には、0565-27-3506(通信料有料)におかけください。

- 万一、保険金や給付金をお支払いする場合に該当されたら、上記の各保障毎の連絡方法等によりご連絡ください。
  - \*携行品・受託物の盗難事故が発生した場合は、必ず盗難事故として警察に届け出てください。
  - \*賠償責任の事故が発生し示談交渉をされる場合は、必ず事前に引受保険会社へご連絡のうえ交渉を開始してください。

**無料**

## 個別の保険相談窓口 ご予約方法

お電話または当社HPからご予約ください

豊田店

豊田市寿町7-66

【TEL】0120-985-400

「オンライン保険相談」も承っております!

刈谷155号店

刈谷市稲場町4-303

【TEL】0120-307-450

